
令和4年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和4年3月14日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和4年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 佐藤 英次
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 林 謙一	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 山下 正弘	福祉保険課長 …………… 有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 飯干 美恵 病院事務長 …………… 須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長 …………… 興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 江藤 良一
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。

開会前にお知らせします。監査委員のほうが欠席しておりますので、連絡しておきます。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質疑をされる方は、町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ、答弁者を指名して質疑願います。

議員、執行部双方に申し上げます。質問、答弁につきましては、マイクの位置を確認して発言されるようお願いいたします。

最初に、佐藤定信議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（14番 佐藤 定信議員） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

甲斐町長も、前回、30年の12月町長選から、はや4年目を迎えたところでございます。任期までにはもう少しあるわけですが、この間、長いようで、もう4年かというような1期4年ではなかったかなと思っておるところでございます。

いよいよ来年1月18日が任期満了となります。次期町長選についていかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤定信議員の、令和5年1月に任期満了となる町長選についての御質問にお答えをいたします。

私は、平成31年1月19日に就任をさせていただき、1期4年の結果が求められるときを迎えております。

私といたしましては、初日の令和4年度に向けた所信の一端で御説明申し上げましたとおり、マニフェストとして掲げた様々な施策について、例えば子育て支援金の拡充や不採算施設であった高千穂の湯の対応、若い世代の雇用の場となる高千穂ITセンターの開設など、既に形にできた施策もございますが、郡内3町連携による効率的な病院経営を目指す3町立病院の経営統合再編や旧高千穂鉄道施設を観光拠点化する鉄道公園化構想、まちづくり公社の設立など、種をまきながらも、まだまだ成果として花を咲かせるまでに至っていない施策も様々ございますので、責任を持ってそれらの施策の成果を出し、連続性と継続性をもって町民の皆様の負託に応えるため、12月の町長選挙には、2期目を目指し出馬をしたいと考えております。

本町には、記紀神話に記された天孫降臨の地高千穂という、すばらしい風土と人々の誇りがあります。また、高千穂峡や神話にゆかりの神社、夜神楽などの伝統文化、日本の棚田百選に名を連ねる棚田群をはじめ、世界農業遺産にも認められた農林業複合システムにより生産される質の高い農林畜産物、ユネスコエコパークに登録された豊かな自然など、観光地としても魅力にあふれています。

この2年間、新型コロナの影響による制約が続き、現役世代としての柔軟な発想とフットワークを生かした観光トップセールスについてはなかなか思うように成果を出すことができませんでしたが、このような点についても、コロナ終息を待って、ぜひ引き続き積極果敢に挑戦していきたいと考えております。

公約として掲げた施策の達成状況等につきましては、12月議会で本願和茂議員からの御質問にお答えする中で御報告をさせていただきましたので、ここでは細かな説明は差し控えさせていただきますが、例えば観光面では、観光シーズンの渋滞解消と回遊性の改善を図り満足度の高い観光地づくりを目指すとともに、パークアンドライドによるシャトルバス移動と連動した駐車場有料化等の稼ぐ観光地づくりに向けた社会実験等も始めており、行政報告でも御説明いたしました、別府市をはじめとした大分県側との広域観光連携にも道筋をつけたところであります。新たな観光資源の創出という点では、高千穂鉄道公園化構想も民間活力との連携を模索し、確実な成果を出す所存であります。

農業分野では、町独自の新規就農支援として、JAや生産部会、県等と連携し、4月に正式に高千穂ファーマーズスクールを立ち上げる予定でありますし、地域商社、(仮称)高千穂まちづくり公社も、予算成立すれば、夏までに設立を果たし、ふるさと納税や情報発信事業の強化を図り、道の駅や鬼八の蔵の経営改善をはじめ、町内経済循環の促進に結びつけたいと考えております。

また、西臼杵は一つという考えの下、西臼杵3町での合意形成を先導し、令和6年4月からの3町立病院の統合再編準備も着実に前進するとともに、西臼杵になくてはならない高千穂高校の存続に向けた支援組織、高千穂高等学校魅力向上推進委員会を昨年2月に立ち上げ、新年度から本格的に支援に乗り出すこととしております。

交通インフラの整備につきましては、宮崎県や国土交通省とも積極的に意思疎通を図り、必要な道路整備が着実に前進しております。九州中央自動車道も、昨年8月21日の日之影町深角から平底間の開通、今年1月15日の高千穂雲海橋道路の中心杭打ち式、先日3月6日の五ヶ瀬高千穂道路の着工式開催など、目に見える成果が出てきております。

町道関連では、通学路でもあり、農畜産物出荷のための車両通行が多い松能橋～田口野線が進捗するほか、地元要望に応える道路改良を進めております。ユネスコエコパーク登録後に進めている祖母山林道の舗装化に続き、町道神原～内の口線の改良工事も一歩ずつ着実に前進しております。

この約2年間は、新型コロナウイルスの感染予防対策や経済対策等、議員の皆様からの御助言、御指導も仰ぎながら、職員と共に知恵を出し、スピーディーに進めてきたつもりでございます。ワクチン接種についても、昨年の1、2回目の接種率は県内上位の高い水準でありますし、先日実施をいたしました小児のワクチン接種も、希望する子供たちや保護者に少しでも早く安心感を持っていただきたいと、県内自治体に先駆けて集団接種で実施をいたしました。

私は、今後も現役世代として町民の皆様の声に耳を傾け、住民目線に立った町政運営を第一に取り組んでまいります。少子高齢化や過疎化、若者の定住対策、老朽化施設の更新、財源の確保など直面する課題も多くございますが、住民福祉の向上を図り、本町の持つ地域資源を生かし、さらに活気ある高千穂町をつくっていくことを目指し、町職員と共に、より柔軟でスピード感を持った施策の実現に努めてまいる所存でございますので、議員の皆様方のさらなる御理解と御協力をお願いをし、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの答弁のとおり、これまでのマニフェストの達成状況につきましては、12月議会で本願議員のほうから質問がございました。既に実現したもの、子育て支援金の拡充、高千穂の湯の対応、またITセンターの開設等であります。一方、現在進行中のもの、また、これから本格的に取り組まなければならないものも多岐にわたり、責任を持ってこれらの施策の成果を出し、連続性と継続性をもって町民の皆さんの負託に応えるため、12月の町長選に出馬しますと力強い表明を頂きました。まさに課題も山積をしているわけですが、ぜひ、目標、目的達成のために頑張りたいと思うところでございます。

現在、まだ終息していませんが、これまで任期中、まさにコロナ禍でありまして、コロナ対応に追われた期間ではなかったかなと思うところがございます。したがって、先ほどのとおり、イベント、また会合、セールス等、活動も制限されまして、町政運営にも影響があったのではないかなと察するところがございます。まだ残り9か月ほどあるわけでございますが、1期目を振り返って、御自身、どう評価されているか、再度伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、振り返りますとこの2年間は新型コロナウイルスの制約によりまして、イベントあるいは町政報告の場を含めまして会合の開催、また観光PR等の活動が特に思うように進められなかったというふうに考えております。

しかし、例えば観光面におきましては、先ほど最初に答弁した内容とかぶる部分もあるかと思っておりますけれども、コロナ終息後に再び観光客でにぎわう時を見据えまして、準備を着々と進めてきたところがございます。高千穂をPRするために、積極的にテレビ等の取材を受け入れ、全国放送などもしていただきました。また、本町におきましてはもとより、インバウンドとしては台湾あるいは香港等の東南アジアの皆さんも多いわけでありましてけれども、台湾の花蓮市との姉妹都市盟約を果たし関係強化を図ったほか、現在、タイをはじめとする東南アジア12か国で公開される予定であります映画のロケを県北地域で進めておりまして、高千穂もそのロケ地となる予定で進めております。現在、コロナで中断をしておりますけれども、必ずコロナ終息後には成果を出せるものと考えております。

また、新たなパークアンドライドで稼ぎ、渋滞のない観光周遊の形を模索するほか、鉄道公園化構想による新たな観光資源の創出、また三田井と岩戸地区で進めております通りの再生、また大分県別府市との広域観光連携と、今後の宇佐・国東半島地域との広域連携も道筋をつけることができっております。

さらに、コロナ禍の中における国の交付金事業も活用させていただきまして、高千穂の夜神楽を核とした文化財の高付加価値化事業を活用して新たな高単価ツアーを造成していることや、またサイクルツーリズムへの挑戦、またVRコンテンツ等の造成にも取り組んでいるところがございます。

残る9か月ほどの期間では、新型コロナの動向にも左右をされてくるというふうに思いますが、このような観光面で種をまいてきた施策を有効に活用し観光のV字回復を目指すほか、まちづくり公社の設立を果たし、運営を軌道に乗せ、稼ぐまちづくりへの一歩を確実に踏み出していくこと、また3町立病院の統合再編を確実に果たしていくための現場での調整、また合意形成についても、しっかり成果を出して前進をさせていきたいと考えております。

私自身、この3年2か月ほどを振り返ってみまして、決して十分に満足いく結果を出せなかった部分もあると反省をしているところではあります。県内の市町村長と、また知事をはじめ宮崎県庁との良好な関係の構築、また国交省をはじめ各省庁とのつながり、また県会議員あるいは国会議員の先生方との関係構築など、今後の活動につながる財産、こういったものは確実に構築ができてきたものというふうに考えております。

改めて、この3年間を振り返りまして総括をいたしますと、決して自分自身の中では満点ではないものの、可能な範囲でこれまで種をまいてきた取組や、また築き上げてきた人脈やつながりを生かしていきながら、高千穂町あるいは西臼杵郡を前進させることができた、また今後につながる道筋をつけることはできているものと自己評価をしているところでございます。

以上であります。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） このコロナでございまして、これは全国どこの町村も影響を受けたところでございまして、一日も早い終息を願って、以前のような活動ができるのを願うのが一番かなと思っております。

しかし、コロナ対策におきましても、本町では、いろいろありましたが、答弁にも予防接種の対応とか受診率とか、本当に順調にいったのではないかなと。その点につきましては評価できることではないかなと思っております。ただ、言いますように、もろもろ対応がございまして、一日も早い終息を願って、本来の活動ができるようなことを望むところでございます。

答弁にもございました今後取り組むべき課題、また現在進行中のもの、多岐にわたります。多々あるわけでありまして。これから2期目に向けて、2期目、特に力を入れて取り組もうと考えておられる施策につきまして、ダブるかもしれませんが、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今進行形のものも含めてということでございますけれども、今まさに直面する課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の早期終息と、ワクチン接種を含めました感染予防対策の推進、また必要な経済対策の早期実施を最優先で取り組んでまいりたいと考えております。

その他のことといたしましては、私は以前より、答弁でも申し上げましたが、稼ぐまちづくりを目指したいと表明してまいりました。それを確実に前に進めようとするのが地域商社、（仮称）高千穂まちづくり公社の設立でございます。ふるさと納税業務を民間企業感覚を取り入れて推進していくこと、また地域の特産品を地域内外に積極的に売っていくこと、また併せて、情報発信の強化、また観光誘客の促進をはじめ、町内経済団体を結びつけるハブ機能を果たし、様々な問題解決につなげていく機能を持たせたいと考えております。その早期設立、そして軌道

に乗せていくということを優先的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、地方創生の面から、若い世代の雇用の場づくりは大変重要であると考えておまして、地域商社の機能をしっかりと果たしていくことで新規企業の支援等で雇用を創出し、またITセンターへの企業誘致、農業就農支援もさらに力を入れて進めてまいります。もちろん現在進行形の鉄道公園化構想の早期実現、3町立病院の統合再編の確実な実施、高千穂高校の魅力向上をはじめ、九州中央自動車道の早期整備にもなお一層力を入れて取り組んでまいります。

また、新たに取り組みたいものとしたしましては、あくまでも稼ぐまちづくりの達成も念頭に置いてということになりますけれども、中心市街地の再生、高千穂の顔となる拠点づくりのほか、老朽化した公共施設の更新、このようなこともしっかりと検討を進めてまいります。

まだまだ1期目の4年間では完全な形で施策の達成を果たすことができないものも多くございまして、町民の皆様にご2期目をお任せ頂けるのであれば、引き続き、責任を持って公約の実現に向け、力を尽くしてまいりたいという覚悟でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） ぜひ、述べられたとおり、計画的に目標達成のために頑張っていたきたいと思っております。

先ほども述べられましたが、それぞれの施策を進めていく上で大事なものは、やはり住民の皆さんの理解と信頼関係だと思っております。住民目線で、対話による透明性のある町政運営が最も大事なことはないかと思っております。この点につきまして、再度、町長にお伺いをいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

町民目線と対話、そういったところを重視していく必要があるということは、私自身も十分に認識をしているところでございます。先ほどから申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの影響によりまして、様々な意見を聞く場、会合の場というところあるいは地域の祭り等の開催、こういった場が制約を受けているというところで、なかなか直接にお話を聞く機会が制限されたということは事実でございますが、今後、コロナの終息、そういったところを見ながら、ぜひとも各地区あるいは各公民館単位でも、やり方はまだ完全には決まっておりませんが、以前からの質問等の中でもありましたが、町政執行側独自ののか、私自身なのかあるいは議員の皆様と同じくなのか、町政報告会といったところ、こういったところをぜひとも細かにやっていきたい、そして町民の皆様の声の声を直に吸い上げていくということについては、積極的に進めていきたいと考えているところであります。

そういった場がないと、なかなか少ないというところではありますけれども、私としましては、

現役子育て世代でもありますし、子供のPTA活動であるとかあるいは地域行事あるいはボランティア活動、そういったことの組織に積極的に加入をし、皆様と活動を共にすることによって、直接生の声を聞いているという実態もございます。今後とも、そういった場に積極的に出ていきまして、直接、町民の皆様からの声を聞き、そして、それを施策に反映させていく。連続性と継続性を持って町政を前に進めるということと併せまして、住民目線で高千穂町の振興発展のために、様々な施策を立案し、確実に実施していくということで、今後の高千穂町、町政発展のためにしっかりと力を尽くしていきたいと、そういった覚悟を持って臨みたいということで、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） ぜひ、そういった考えで頑張ってもらいたいと思います。

もう1点、透明性ということから考えるとき、私は、この庁舎内ですね、役場内にも適用するんじゃないかなという気がするわけです。ぜひ、縦横の連携を取っていただいて、透明性のある町政運営にも、ぜひ、頑張ってくださいたいと希望するところでございます。

先日の所信表明でも述べられました。総合長期計画、また、まち・ひと・しごと総合戦略に基づいて、町の活性化と住民福祉の向上に努めていくということでございます。

今後とも、いわゆる若さと行動力、そして実行力を存分に発揮していただきまして、まさに計画的な財政運営の下に、さらに安定した本町発展と住みよいまちづくりのために頑張ってくださいたいと思っております。

何と申しましても体が資本でございまして、体には十分御留意をいただきまして、一層の御尽力を心から願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、工藤博志議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤。

さきに通告いたしました3件につきまして、質問をいたします。

まず、学校づくりについて、教育長のほうにお願いいたします。

全国的な人口減少、高齢化が進行する中、児童生徒も少子化とともに減少傾向にあることは否めません。本町においては、10数年前まで、小中学校合わせて14校ありました。令和3年度、小学校5校、中学校2校と半減しました。統廃合された学校跡地は、新たな施設の建築や地元活性化協議会で有効活用され、地域のシンボルとして残されていることは、ありがたいことでもあります。今後はさらに、小中学校の統廃合は進められると思いますが、統廃合の緩和策として、1、個性に応じた学習や都会の学校との交流学習を取り入れた学校づくり、2、不登校や多くの児童

生徒の中になじめない子供たちを受け入れる学校づくり、3、伝統芸能の継承、キャンプ、登山、川遊びなど、地域住民との交流を深め、相互に生きがいのある学校づくりなど、田舎でしか味わえない特色と魅力のある新たな学校づくりの考えを伺います。

義務教育というカリキュラムのある中では、大変厳しいハードルだろうと考えていますが、地域外から児童生徒を受け入れることで、移住者や交流人口増につながることも期待できます。また、地方交付税には、学校、学級数が、また、校長、教職員は県支出金で賄われているとお聞きしております。財源確保の観点からも検討の価値はあると考えています。

次に、原油高騰対策について、町長にお伺いをいたします。

原油高騰により社会経済活動に大きな影響が発生しています。一般家庭では、ストーブ、ボイラーの燃料、農家では、冬場の園芸作物であるキンカン、スイートピー、ラナンキュラスなどの加温機の燃料を、また、ほとんどの世帯が所有されております自家用車の燃料等々に町民の家計を圧迫し、打撃を受けています。これは新型コロナウイルス感染症による需要の増減、産油国の政治的要素や気象変動が要因と言われています。国は、緊急抑制策を発動し、元売業者への支援を発表しました。消費者には直接の反映効果は不透明であり、まだまだ単価は高止まりであります。これまで飲食店への時短、休業補償、全町民への現金給付や子育て世帯への支援策、プレミアムつき商品券等々、あらゆる政策を打ち出してこられました。今回の原油高騰も新型コロナウイルス感染症が一因であることから、本町独自でも支援策を講じるべきと考えますが、町長にお伺いをいたします。

次に、地震対策等危機管理についてであります。

令和4年1月22日深夜、本町、延岡市、大分県で最大震度5強の地震が発生しました。本町では、特に、浅ヶ部、三田井東地区に被害が集中したようですが、被災されました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震で、断水による生活水の確保が大きな課題となりました。上水道区域の水源地は、現在、高千穂峡周辺の1か所のみです。今回以上と予測されている南海トラフ地震が迫りくる中、大災害に備え、自然流水型の水源地確保が必要かと考えますが、伺います。

今回は、町内一部に被害が集中しましたが、被害が広範囲の場合には、畜産農家の和牛の給水確保が懸念されます。多頭飼育農家が増加傾向にあり、一度に大量の水を必要とし、毎日欠かせません。長期の断水となれば、人畜共に死活問題になりかねません。川や用水路からの水源確保のための進入路整備や断水となった地域への給水支援用の給水車の整備を考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） 質問順は前後いたしますけれども、工藤博志議員の原油高騰対策についての御質問に私のほうからお答えをいたします。

原油価格が高騰している原因には、コロナ禍により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入り、原油の需要が拡大する見通しからであり、また、産油国の減産傾向や昨今のロシア軍のウクライナ侵攻による世界情勢の混迷など、原油価格が引き続き高止まりすることが懸念をされます。原料価格が高騰したとき、最も影響を受けるのが農家であります。メーカーは製品価格に転嫁することができますが、農家は資材や燃料にかかる費用が増えた分を農産物価格に転嫁することがほとんどできません。特に施設園芸等は、経営費に占める燃料費の割合が極めて高く、燃料価格の高騰の影響を受けやすい業種であります。燃料価格の高騰により、本町でもキンカン農家9戸と花卉農家10戸が昨年11月より燃料価格が一定基準を上回った場合に補填金を交付するセーフティーネット構築事業の発動対象となっております。このように、冬場の園芸作物を中心に多くの町民が原油高騰の影響を受けておりますので、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用した事業の中で検討を行うことにしたいと存じます。

次に、地震対策と危機管理についての御質問にお答えをいたします。

初めに、自然流下型の水源地確保が必要ではないかとの御質問ですが、高千穂町上水道の水源地は2か所ありまして、1つが高千穂峡の玉垂の滝で、もう一つが向山北、音の谷下流にある第2水源、通称わくすずであります。御塩井のポンプ場に集められた水は、金比羅配水池と城山配水池へポンプアップにより送水した後に、上水道区域にある12の主要な配水池を經由して、各家庭に給水している状況であります。また、金比羅配水池と城山配水池から12の配水池に送水するためには、10のポンプ施設がございます。

議員が御指摘のとおり、地震等の災害で御塩井ポンプ場等の施設が被災した場合、2つの配水池に水を送ることができなくなるリスクが高まると考えられます。自然流水型の水源地は、維持管理費が安価で経済的な水源ではありますが、幾つかの課題もございます。

まず、1つ目として、前提として、自然流水型の水源地は、現在の金比羅配水池と城山配水池より高い位置に確保する必要があります。本町のような谷あいの地形では、途中で幾つものポンプ施設や配水池が必要になり、管路の延長が長くなるものと思われまます。また、施設が増えれば、停電や故障が発生した場合など、送水できない可能性が高まる上に多額の建設費用と長年にわたり電気料などの維持管理費が必要となります。

2つ目に、新たに自然流水型の水源地から配水池に水を引くためには、山腹からの湧水などが水源地として考えられますが、上水道区域を十分に潤すほどの水量が確保できなければなりません。また、水が確保できた場合でも、水源地周辺集落の水量が枯渇したり減少したりしないか、

水質は良好であるか等、クリアすべき問題が多くあると考えるので、慎重に検討する必要があると考えております。

以上の観点から、自然流水型の水源地確保につきましては、大規模な施設整備ではなく、御塩井の施設が被災した場合などの補助水源、応急水源として検討してはどうかと考えております。

次に、畜産農家の和牛の給水確保が懸念されるとの御質問であります。最近が多頭飼育農家が増加傾向にあるようです。多頭飼育される農家さんの悩みは、計画の早い段階で、水とふん尿等の環境問題ではないでしょうか。牛の飲み水も水道水などの処理された水が推奨されていると認識をしております。畜産農家さんも断水時の水の確保には苦勞されていると推察をいたします。一時的には、山水や河川水などを飲ませて急場をしのがれた農家さんもらっしゃるかと思いますが、川や用水路への進入路整備につきましては、水利権等の問題があると思われまますので、慎重に検討したいというふうに思います。

水槽車につきましては、大変有効な保水手段の一つと思われまます。今後の気象状況や広域消防本部へ負荷がかかり過ぎていないか等を見極め、判断をしたいと考えております。

町といたしましては、断水が発生した場合も、長期化しないよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 答弁に先立ちまして、一言、御礼を申し上げたいと思います。

今回の議会におきまして、3名の議員の方々から4件の質問をいただいております。議員さんはじめ、町内の町民の皆様にも本町の教育行政の現状もしくは課題を説明する機会をいただきましたこと、誠に感謝しております。ありがとうございます。

では、工藤議員の御質問にお答えしていきたいというふうに思います。

工藤博志議員の学校づくりについての御質問にお答えいたします。

初めに、1の個性に応じた学習や都会の学校との交流学习を取り入れた学校づくりの質問についてであります。個性に応じた学習というキャリア教育につながる学習は、主に義務教育段階を終了した段階からのもので、義務教育段階では、個に応じた指導もしくは個の実態に応じた指導の充実に力を入れています。当然、幅広く教科学習や特別活動等を経験していく中で、自分の特性や個性を見出していくわけですが、それを踏まえた上での高等学校教育以上の専門的な学習であるというふうに考えております。

義務教育学校、義務教育段階では、あくまでも基礎的、汎用的能力を幅広く育成する立場であるというふうに考えております。

次に、都会の学校との交流学习を取り入れた学校づくりですが、学校の通信機器の整備が進む中で、都会に限らず、同じような中山間地域の学校同士や海外の学校との交流、それから高等学

校や大学、民間企業との活動などの事例なども報告され始めています。

現在のコロナ禍の状況や予算面などを考えても、これからは、学校同士や関係機関などをオンラインでつないだ交流が活発になっていくものと考えております。

次に、2の不登校や多くの児童生徒の中になじめない子供たちを受け入れる学校づくりについてですが、県内でも、このようなコンセプトで児童生徒を受け入れている学校があります。山村留学といった名称で、児童生徒数が減少してきた学校を存続させるために設置されたというふう聞いております。その学校は、現在は、全校児童生徒22名中、地元の子供は1名、残りの子供は全て里親の元から通学しているようです。長い時間をかけて、里親制度の整備を続けてきた結果の現在だと思いますが、実際に、本町内にこのような目的の学校を設置すると考えた場合、相当な準備段階が必要ではないかというふうに考えております。

次に、3の伝統芸能の継承、キャンプ、登山、川遊びなど、地域住民との交流を深め、相互に生きがいのある学校づくりについてですが、併記されている伝統芸能継承とそれ以外の活動とは分けてお答えをいたします。

まず、伝統芸能の継承ですが、これについては、各学校とも総合的な学習の時間等を活用して長年取り組んでおります。この取り組みは、単に伝統芸能を継承するだけにとどまらず、地元を知り、地元の歴史を学ぶよい機会となっており、指導者としては、各伝統芸能の保存会の方々に世話になっています。

次に、キャンプ・登山・川遊びなどの野外活動関係の内容ですが、現在の教育課程の中で、これらを取り入れて編成している学校は減ってきているのが現状です。従来は、教育課程の特別活動、その中の学校行事で取り扱ってきたこれらの内容を総合的な学習の時間の中で代替できる改訂がなされました。

今後の研究により、学校の教育目標達成と直接関係する内容については、この領域でも取り扱っていくことになるかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、私のほうの通告順でやりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

今回一般質問が8名出されているわけですが、その中で私の3件と関連性があるのが、板倉議員、磯貝議員、田中議員でありますけれども、若干重複する点もあるかと思っておりますけれども、関連で質問をさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

まず、学校づくりについてであります。答弁は現在私が質問をしたようなことは、現在も小中学校でほとんど実施されているような内容でありますので、理解はしているつもりであります。

けれども、私がこの中で一番訴えたかったのは、学校教育ではなくて学校づくりというようなことで、新しい新たな学校づくりですね、その中で以前から14校あったのが7校に減ってきたと。それも人口減少や児童生徒の減少で致し方ない部分もあったらうと思いますけれども、今後、その7校をどうやって残していくか。そういった部分での学校づくりの質問だったわけなんですけれども、例えば、上野小中併設校でありますけれども、発足当時は県内でも珍しい学校というようなことで話題を呼びまして、視察も多かったというふうに聞いております。

当時、戸敷教育長も教頭で在籍されたというふうにも聞いておりますし、私も同時に関わった一人でもあります。

現在、上野小中学校は、児童生徒は小中学生の垣根を超えて兄弟姉妹のように学校生活を送っておりますし、また、とてもにぎやかで活気に満ちた学校だというふうに私は感じているところであります。

当時、耐震調査で建て替えしなければいけないというような診断されたわけです。その中で当時の学校建設検討委員会で小中学校を一つの学校として残していけば20年、30年後まで続けられる、存続できるのではなかろうかというようなことで建てられたということでもあります。

併設校として開設したのが、平成19年ですかね、平成19年ということで、わずか10年前後でもう統廃合の危機になるかというふうに思ったところでもあります。そういった、こんなに早く来るとは私も思ってもいなかったところでもあります。そういった思いで、上野小中学校がどうなるのかなというような心配もありまして、学校づくりというような形で質問をさせていただいたところでございます。

先日、田原中学校が統廃合されました。皆さん方、どう思われているかは分かりませんが、私も、教育次長の母校でもあったわけですが、統廃合になって、その後、1年ちょっとですかね、教育次長として、個人の母校として統廃合になったことについてどう思われているか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長兼教育総務課長（河内 晴彦課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

私の出身校であります田原中学校ですけれども、統廃合に至ったのは、もう皆さん、御承知のとおりなので致し方ないのかなというふうに考えております。実際、閉校になりますと、寂しい気持ちは正直なところでもありますけれども、子供たちの今後の成長を考えていきますと、やはり生徒数の多いところで切磋琢磨していくのが子供たちにとっては非常に役に立つ、意義のあることだというふうに考えておりますので、その点は理解しているところであります。

実際、閉校になって、雑草等も生えてきておりますので、その姿を見るのは寂しいというのは正直なところでもありますけれども、今後、施設の有効活用等をまた地元と協議して、どのような

活用ができるのかということに目を向けていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ありがとうございます。そういったことで、田原中、岩戸中学校が統廃合されて、それぞれに議員の皆さん方にも母校があるわけですがけれども、皆さん、そういった考えだろうというふうに思っております。

私も上野中が母校でありますけれども、私もそのような考えは持っておりますけれども、その中でやはり5年でも10年でも長くこの併設校が続けばいいかなというような考えで今回質問をさせていただいたところでございます。

そういった意味での学校づくりを考えたときに、教育委員会のほうから上野中学校には検討委員会を設置していただいて、現在3つの選択肢を提示しているという説明がございましたけれども、これにつきまして、教育長のほうに再度その3つの提示の内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 工藤議員の御質問にお答えします。

この議会の中でも何回もお伝えしてきたというふうに記憶しておりますが、今おっしゃった3つの選択肢というのは、改めて申し上げますと、現状のまま上野小中学校併置型という形で残っていくということ。それから、形はそのままですが、名称が義務教育学校、いわゆる小中学校が一緒に同じ場所にいるという。中身も法律も変わってきますけれども、それが2つ目の選択肢です。3つ目の選択肢は、先ほども話題になりましたが、田原中学校と同じように中学校のみ移動するというような3つを御説明してまいりました。

あわせて、今回の工藤議員の御質問にあります不登校等の子供を受け入れる小中学校もあるのではないかとということで、先ほども答弁で申し上げましたけれども、そのような学校も県内には存在しております。

ただ、20年ほど前にその学校は、地域の人口減少がおきまして、先ほど申し上げたように、地元の子は1人という状態。そして、里親の下には厳しいルールがありまして、里親のところですらスマホを持ち込んではいけないというような、いろんな厳しいルールがあり、逃げ帰る子供がたくさんいると、そういう中でその里親との間の関係、学校とのそのルールを守るという関係を耐えるという言葉が不適當かもしれませんが、頑張れた子供が今22人中21人、成果も出てきていると。

ですから、それを入れると、4つ目の選択肢となるのかなというふうに解釈はして答弁のほうをいたしましたところですがけれども、先ほども申し上げましたように、準備は相当大変だと。里親制

度をつくっていったりとか、そういったことは考えておるところです。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ありがとうございます。今後、上野小中学校の検討委員会も設置されて、2月の末でしたかね。当初は、協議をする予定でありましたけれども、コロナの感染が拡大したというようなことで中止になったというふうに聞いております。今後、その中で進められると思いますが、行政主導、教育委員会主導ではなく、地元の意見を十分聞き入れた形での決断をしていただきたいというふうにも思うわけですが、そういった中でも、先ほどの質問でも言いましたけれども、学校とか学級数が減ることによって地方交付税も減額になっているというふうに聞いております。そういった意味での財源確保といった意味、経済効果、先生たちがおられることによって奥さんも来られるし、また、子供も同伴で来られる家庭もあるかと思しますので、そういった部分の経済効果、こういった部分では学校数が減ることは本町にとってはデメリットにもなるわけですが、そういった面での統廃合の進め方については、町長のほうにどのように、財源確保と経済対策の面では統廃合がどのように考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えをいたします。

確かに学校がなくなるということについて、地域の経済効果というところは、影響があるのかもしれないというふうに思います。田原につきましても、岩戸につきましてもですけれども、小学校まで完全になくすことはいたしませんという前提の下に進んでおりますし、上野についても小学校までなくすことはしない。地域から子供の元気な声が聞こえるということ。そして、給食であるとか、そういった対応、あるいは学校での消耗品、そういったところ、地元から買っていただくというところについては、取組が継続をしているということで、地元へのその経済の損失というところは最小限に食い止められるようにというところで検討を進めてまいっております。

今後、そういったところを財政的に何かしらの形で地元で補填するというところについては、今のところ考えは持っていないというところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 今回の予算委員会で話が出たわけなんですけれども、押方小学校についても複式学級が今回は発生したというふうなことで、県のほうの補助は得られないというようなことで、町のほうから臨時職員を雇用されるというようなお話も伺ったわけですね。

そういった部分で、学校存続の努力はされているというふうに私どもも感謝しているわけです。

けれども、そういった部分で、やはり地域の事情に合った学校の存続の仕方を今後も行政と教育委員会と合同で協議をしていただきたいというふうに思っておりますので、今後もよろしく願いしたいと思います。休みますか。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 次に、2点目の原油高騰対策について再質問をさせていただきます。

答弁では施設園芸農家に対して、新型コロナウイルス感染症の対応臨時交付金を活用した支援を検討したいという答弁でありました。これは重油かなというふうに思うわけですが、ぜひ早急に各農家への周知と支給をお願いしたいところではありますが、いつごろになるかを農林振興課長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

今、JA高千穂地区の農産部長とこの燃料高騰対策についてどういうところに支援がほしいかというところをまとめていただいて、その後協議をしましょうということで今のところ話を進めている状況です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ということは、支援はするけど、支援の時期についてはまだ決定していないというふうに理解すればいいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 今のところ支援の時期については未定になっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ぜひ支援策があるということだけでも早めに各農家さんには周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

原油高騰については、園芸農家とか農業だけではなく、一般家庭、一般消費者においても灯油やガソリン、軽油等々で生活、生計に影響が出ているのも事実であります。このままロシア、ウ

クライナの侵攻がまだ終息が見込めない中では、まだまだ原油の高騰は高止まりするだろうというふうに皆さん考えておられると思いますが、一般家庭への支援策についてですね、これについては農林振興課長では答弁しかねるだろうというふうに思いますので、これについては本定例会が最後になるかと思いますが、総務課長、よろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

非常に全国的な問題でもありますし、範囲を広げれば世界的な問題になっているわけでありま
す。なかなか一部の業者とか限定されているような対策ではありませんので、この間も金曜日も
一般の町民の方から問い合わせがありまして、町としてこういうガソリンなんかの対策は考えな
いのかという質問があったところなんです。なかなか大きな問題ですので、1自治体で解決できるよ
うなことではありませんが、と前置きした上で、コロナ対策で現金給付等をしてありますので、
ちょっとアイデアがないとお叱りを受けるかもしれませんが、ほかの自治体で具体的に何か支
援策をしているような自治体等がありましたら、その辺を参考にして財政的なもちろん相談も必
要になってくるかと思えますけれども、そこ辺を参考にして何か手を打てることがあれば、また
町長等の指示を仰ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） とても前向きな答弁でありがたく思います。

先ほどから話しておりますように、町としては商品券、あるいは子育て世帯、非課税世帯、そ
していろんなところに施策は打ち出しておられます。今回の灯油、ガソリン、軽油等々は一般家
庭では通常利用されている燃料であります。そういった部分で、例えばであります、軽自動車
の所有者対象者にガソリン券の支給なども検討はできるのではないかとこのように思うわけ
ですが、これについては町長のほうで考えがあるか、ないか、お聞かせいただきたいと思
います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えをいたします。

事業体を限ってというところはなかなかそういった経済団体の皆様方と御相談をしながらとい
うことになろうかと思えますけれども。既にJAに対してはJA独自にも燃油高騰対策としての
支援をやられているということをお聞きをしておりますので、そこに町が国の新型コロナ対応の
臨時交付金を使って、どのように上乗せの措置ができるかということについては生産組合の
皆様、またJA農産部の皆様と協議をしっかりとやって、可能な限り、先ほど時期は未定だとい
うことでありましたけれども、ほかの経済対策と合わせて国に申請することになろうかと考えて
おりますので、早ければ4月中に申請、その後交付決定を待って、5月6月ぐらいには実施できる

ような形でできるだけスピード感を持ってやっていきたいなという思いはございます。

そのような中において、どのような車種だったりに対して支援ができるかというのはなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、町民向けの商品券であったりプレミアム付き商品券、そういったところの使い方であったり、あるいは額の増額であるとかこういったところ。次期コロナの交付金については燃油高騰というようなことも視野に入れた対策を考えてほしいというような記述も実は要項の中にございますので、そこら辺りで何ができるかっていうところはこれまでの行った事業の枠組みをちょっと変えていくとか、あるいは石油業組合との協議の中で何か直接的な支援をしていくかっていうことも町としては考えられるのかなと考えております。

いずれにしても国においてのまずは原油の高騰対策がまだまだ過渡期かなというふうに思っているんで、そこら辺りの動きを見て。また、さらに県、そういったところがどういった対策を打ち出していくかということも見極めながら、じゃあ町として何ができるかということをしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 原油の元売り価格に対しての国策の支援はあるわけなんですけれども、それが今現在、消費者に直接反映しているかどうかというのはなかなか見えてこないわけですね。そういった部分で今高千穂町はつきりした金額は分かりませんが、180円前後かなというふうに思うわけですが、以前から比べると何十円も高くなっているわけですよ。そういった部分では車の移動しかない、交通手段の少ないこの山間地域でありますので、かなりは生計にも影響が当たっているのではないかと思いますので、今後もコロナの感染が続くようであれば、ぜひコロナの交付金事業の中でもまた新しい政策をこのガソリン券の支給とかにしても、燃料高騰対策の支援として何か施策を打ち出してほしいなと思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

続きいいですかね。次に、3件目の地震対策等危機管理についてであります。再度お伺いをいたします。

まず、上下水道課長のほうにお伺いいたしますが、金毘羅、城山配水池のタンクの容量ですが、仮に第一水源の電源ポンプともに使用が不能になった場合、タンクの容量だけで何日分の給水可能なかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） ただいまの工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

金毘羅配水池が2,000トン、城山配水池が1,000トン貯めることができます。高千穂町の1日の使用量としましては、約3,000トン使用しますので、1日しか持たないなというふ

うに考えます。

ただ、それから先ほど言いました12の配水池がございますのでそこに貯まっている、ストックしてある水量もありますので、御塩井のポンプ場から2つ配水池に送れるのはその3,000トン。ストックが3,000トンしかない。それが1日で1回転してしまうという状況であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 分散している給水タンクもあるので、1日以上は持てるだろうけど、これが3日も4日もなったら持てないという状況であることは間違いありませんかね。

続きまして、これも仮にですが、地震対策等危機管理ということですので、仮の話ばかりになるかと思いますが、今九電のほうから電源は送られてきていると思いますが、この電源が災害によって不通になった場合、その場合の対策は今の状況でどちらかとの契約とかいろんな協定とか結ばれていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。水道課長。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） ただいまの御質問にお答えいたします。

過去に御塩井ポンプ場に送電できなかった過去があります。送電線が断裂しまして、停電したことがあるんですけども、そのときには九州電力さんの発電車が手配していただきまして長時間にわたる停電はなかったというふうにご記憶しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） その過去の例は九州電力さんは善意でされたんでしょうか。役場と協定か何かを結んでおられるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） ただいまの質問にお答えいたします。

協定というのが具体的にあるのか知りませんが、九電さんとしても主要な施設という位置づけのもとに送電をするというのがあったというふうに思いますので。具体的な協定とか覚書とかそういうのがあるというふうにはちょっと記憶は、確認ができておりません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） そちら辺りも今後はこの危機管理対策で検討していただきたいと思いますが、これまでは九州電力からの供給でありまして、令和4年からは、これまで電力料金は旭化成さんのほうがポンプの電気料は最近では寄附金でしたけれども、それで賄っていたと

いうことであります。令和4年からは旭化成さんのほうが直接電力を供給されるというふうにお聞きしたところでございます。こういった場合、緊急時にどちらが電力を提供していただくか、そういった協定の締結等々も今後は必要ではないかと思うわけですが、町長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

確かに、今度令和4年度からは旭化成さんの系列の会社からの直接電力供給ということでありまして、旧年とは変わってくるということになりますので、災害を見据えた形のそういった協定なり準備をしておくというのは大事なことかなというふうに思いますので、また旭化成さんのほうと、あるいは場合によっては九電さんとの協定等が実際にどうなっているか私もちょうと今はっきりとした記憶がないものですから、確認をいたしますけれども、そこら辺りの確認ともしないようであればしっかりとしたそういったことに備えた協定、また覚書等を結んで、災害時に早急に支援が受けられるような体制づくりをやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） よろしく申し上げます。

続きまして、緊急事態のときに自然流水型の水源確保が必要ではないかという質問をしたわけなんですけれども、答弁としては多額の建設費用や排水管路、また水質等のクリアすべき課題がたくさんあるというようなことでしたが、私が単に考えるに、例えば1番高いところあります浅ヶ部辺りに小規模なダム、あるいは溜め池等々を作って、それも農業用配水を兼ねた施設であれば農林水産費といいますか、そちらからの補助も考えられるわけですが、こういった横の連携もしながら緊急事態に備えた補助的な水源地を見つけたり作っておくことは大事ではなからうかと思うわけですが、そういった意味での補助水源、応急水源の確保については、どのようにお考えでしょうか。町長、お伺いをいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

確かに高千穂峡、あるいはわくすずから上げているというところでどうしても上げないといけなことを考えれば、より高い位置からの水源の確保ということは必要なかなというふうには思うんですけれども。やはり、まずは水脈と、今既に湧き水等を利活用するというところで、また、かつ配水池等の整備によって水の安全が守られるということであれば、そこを作ると、配水池を新たに設けるということだけで済むのであれば可能かなというふうに思いますが。新たに地下水をくみ上げるとかそういったことを考えたときに、どれほどの費用がかかるのか、またそういつ

た水源が水脈があるのかどうかの調査。また、そこと既存の水系、管路との接続、そういったところがうまくいくのかということについてはしっかりと検討する必要があるのかなど。ちょっと可能性として調査をするということは可能かなというふうに思いますので、また上下水道課のほうでの詳細な検討、取り組める可能性があるのか、ここについては上下水道課のほうで協議を進めるように発信をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） あくまでも現状は高千穂峡からの上水道で賄っているわけですから、緊急災害時が発生したときにどうやって町民の生活水を確保するかということを今後も考えていただきたいというわけですが。その中で、ダム、あるいは溜め池も考える中で河川や用水路の水源確保も大事ではないかということでそこにいくための進入路の整備もしたらどうかという提案でありますけれども。これについても答弁では水利権者等々の問題もあるというようなことですが、現在火災が発生した場合、防火タンク等々で補水が間に合わない場合は河川や用水路からの補水もしているわけですが。これについてはほとんど地権者、あるいは水利権者からの苦情や水量に対する使用料とか受けたことがないというふうに思うわけですが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） この間の火災でも用水路から水利を確保したということを報告を受けておりますけれども、その後土地改良組合等からそういうことを伺ったことはございません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） これについては、町長のほうにお願いですけれども、やはりそういった部分で消防車両とかあるいは畜産農家の緊急的な、家畜用の飲み水の確保のための進入路の整備等々が地元から要望があったりした場合は、対応していただきたいというようなことですので、それが防火にもつながるし、緊急災害時の水路確保にもなるということであれば地元住民も理解は十分得られると思いますので、ぜひこれは実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

防災面といった面から見るのか、あるいは水道水の確保、水源の確保という面から見るのかによってどういう事業を活用できるかということが変わってこようかなというふうに思いますけれども。緊急時の対応ということを考えれば必要なことなのかなというふうにも思います。財源の

問題がありますので、そこら辺り、あるいは国、県の事業で何かしら活用できる部分があれば活用しつつ、前向きには検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 続きまして、私は給水車というようなことで質問したわけですが、水槽車、どちらが正式な呼び名かわかりませんが、昨年の暮れから現在生活水の不足している地域があるというふうに聞いているわけですが、その中で広域消防による補水がされているようであります。広域消防の給水車につきましては、本来なら緊急時に利用するものであり、また、3町の財産であるというふうに私は認識しているところでございますが。町単独でいつ何時でも自由に利用や使用のできる自前の給水車を確保しておく、整備しておく必要もあるんじゃないかと思うわけですが、町長、いかがでしょう。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

給水車につきましては、消防署のほうに今、去年の実績で100回ほど出動していただいたということでありまして、5トン車であります。消防についての送水する機能というのが自立したポンプ車でありますけれども、参考に高千穂町独自で導入するとすればということを検討してみましたけれども、ざっと5,000万円ほどかかるということでありまして。消防専用で活用するということまではいかないとしても、やっぱり3,000万円、4,000万円かかるのかなということです。それが、3トンだったり4トンだったり5トンだったりということによっても変わってこようかと思っておりますけれども、消防署が持っているのは5トンということでございます。

この5,000万円というような金額を、どれほどの使用頻度があるかによって、自前で購入するということについては、その維持管理費用であるとか、あるいは、去年、今年、特に水不足でありまして、降水量が少ないということでございますけれども、今後これがずっと続くのかどうかということもなかなか見通せない部分もございます。

しかし、実際の高千穂の状況、山の状況を臨みますと、伐採も進んでいるということから考えますと、山の保水力が落ちているということももしかしたら影響しているかもしれないなということを考えれば、長くこういった状況が続く可能性もあるかなと。

そういったところを、もうちょっと時間を頂まして、今後の状況を見て、そして費用対効果ということも考えながら検討したいなというふうに考えております。

ちなみにですけれども、先日は五ヶ瀬町に聞いてみましたら、五ヶ瀬町で1地区水不足と聞いていますか、そういうところがあったときには、建設土木工事で使う散水車を借りてきて急場をしのいだ

ということでしたが、そういったリースといったようなことも考えられないか、そういった点、どこまでの性能がある車両にするのか、そういったところもしっかりと見極めつつ、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） よろしく検討のほうをお願いしたいと思います。

もう残り時間が少なくなりましたが、議長、発言をしてよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） はい。

○議員（11番 工藤 博志議員） 議長のほうから発言を許可していただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど、町長におかれましては、2期目の出馬表明がございました。まだまだ志半ばということがございます。継続こそが力でありますので、これから公約実現に向けて、さらに活躍されることを期待を申し上げておきたいと思っております。

それから、本年度をもって定年退職されます4名の皆様方には、長年にわたり公務に専念され、これまでの御苦勞に感謝とお礼を申し上げます。それぞれに第2の人生を家族とともにゆっくりとお過ごしいただきたいと思っております。

特に、甲斐順生事務局長におかれましては、ここ3年間、発言と答弁の機会がなかったことが残念かと思いますが、自分を含めて、わがままで多様な議員にお付き合いいただきまして、心から労りたいと思っております。ありがとうございました。

18日の意見交換会がスムーズに開催できますことと、コロナの終息を願って、質問と発言を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、藤田利廣議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。議席番号1番、藤田です。

本日の一般質問につきましては、スポーツの振興についてということを出しております。

令和3年の市町村駅伝大会では、町村の部で第9位と健闘されましたが、選手の方々も役員の方々も、コロナ等で練習不足などのいろいろな諸問題があったのではないかと思います。大変お疲れさまでした。御苦勞さまでした。

しかしながら、毎年同じ行事に対して、大会の準備期間があれば、何かの対策が必要ではないか。なぜかいつもその場しのぎの対応になっていると思われま。

五ヶ瀬町、日之影町は2チームを参加させています。人口が減少している五ヶ瀬町、日之影町よりも人口が多い高千穂町は1チームしか参加していません。なぜ1チームしか出場しないのか。予算の関係か、選手の関係か、いつも考えています。どうしてでしょうか。

高千穂町には8名のスポーツ推進委員がおられます。ここ数年は、コロナ等で活動をお聞きしませんが、今、どのような活動をしておられますか。

スポーツ推進委員では、ミニテニス、グラウンドゴルフなどのニュースポーツを推進して、町民の健康増進に活躍されましたが、今はどうでしょうか。グラウンドゴルフも、今はパークゴルフに代わってきております。

高千穂町には施設がないのであまり普及はしていませんが、町で施設を建設すればよいのではないのでしょうか。

高齢者の町民の利用者が普及していけば、町の財政などになると思います。健康、そして長生きをする高千穂町になると思います。高齢者の健康には笑いが一番です。コミュニケーションの取れた場、憩いの場を提供することがいいのだと思います。

町には空いた町有地があるので、その場（廃校グラウンド）の利用、公園等の利用をされてはどうか。そのような計画をしてはどうでしょうか。簡単にはいかないと思われませんが、しかしながら、町有地を遊ばせ管理するともったいないと思います。

そこで、教育長にお伺いします。

- 1、スポーツ推進委員の活動は、これからどのような活動をされるのか。
- 2、市町村駅伝大会には1チームか。2チーム参加させるのか。
- 3、社会体育関係の予算はそのままか。見直しはないのか。
- 4、施設の利用金の値下げの見直しはないのか。
- 5、高齢者の憩いの場をつくる計画はどうか。（パークゴルフ場）
- 6、廃校グラウンドの利用はどうするのか。

以上、6点お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、藤田利廣議員のスポーツの振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、1のスポーツ推進委員の活動はこれからどのように活動されるのかとの御質問についてであります。本町のスポーツ推進委員8名については、医療や福祉施設、学校関係の業務に従事する方々で半数以上を占めており、業務上の都合からも、現在のコロナ禍においては、町民へのスポーツ推進を実施できていないことは確かでございます。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、公民館の行事や学校行事等への積極的な

推進委員派遣を実施し、また、町民へのスポーツ推進委員利活用を促すためにも、教育委員会から町民への周知や広報等を行いたいと考えております。

次に、2の市町村駅伝大会には1チームか、2チーム参加させるのかとの御質問ですが、今年1月10日に開催されました第12回宮崎縣市町村駅伝競走大会では、高千穂町選手団は町村の部で14チーム中9位でしたが、小学生女子の区間では1名が区間賞を取るといった実績も残しました。

高千穂町選手団は、高千穂町陸上競技協会や高千穂町スポーツ協会の協力を得て、毎年1チーム出場しております。

今年度は、大会事務局が昨年10月19日に大会開催の案内を出し、そこから町陸協が主体となり、選手選考から、練習、大会参加までの一連の業務を担っていただいたところです。

選手選考の段階では、走者と補欠を含めて1チームに22名が必要であることに対し、30名程度の候補者でした。特に、50歳以上の区間を走ることのできる選手候補者がなかなか見つからず、現状の候補者数では2チーム出場は難しいと考えております。

また、他市町村では、児童に無理に頼んで選手になってもらったことで、その児童が不登校気味になってしまったという事例もあり、子供たちの選考についても慎重な判断が必要であるところです。

次に、3の社会体育関係の予算はそのままか、見直しはないのかとの御質問ですが、町民の健康増進を目的とした新たな体育施設の建設も重要ですが、現状では老朽化した施設の改善が必要となっております。

具体的には、管理センター耐震補強工事、中央体育館の解体、上野体育館建替え工事が直近で必要な大規模改修であり、これは、高千穂町教育施設等個別施設計画に沿ったものです。

教育委員会としては、社会体育関係、特に施設改修を優先し、新たな施設の建設よりも既存の施設の有効活用を優先すべきと考えております。

次に、4の施設の利用金の値下げの見直しはないのかとの御質問ですが、体育施設の使用料については、令和3年4月1日に改定を実施したところです。

体育施設の使用料が平成8年以降、令和2年まで改定されておらず、その間に消費税率が3%から10%まで上がっていたという理由から、その差の分を値上げしたというものです。

使用料を値下げするとすると、施設の指定管理者の収入減及び本町が支出する指定管理委託料の増額につながることもなり、容易には実施できないと考えております。

指定管理以外の体育施設である岩戸体育館、上野体育館、これは旧上野小学校の上野体育館、田原体育館といった閉校になった学校の体育館を転用した施設や既存の学校体育館は比較的安価な料金で使用ができることから、このような施設の利活用を町民に勧めていきたいと考えている

ところでは。

次に、5の高齢者の憩いの場をつくる計画はどうか（パークゴルフ場）についてと、6の廃校グラウンドの利用はどうするのかの2つの質問について、まとめてお答えいたします。

先ほどの社会体育関係予算の御質問でお答えしたように、新たな施設の建設よりも、老朽化した施設の改修を優先すべきと考えております。

閉校になった学校のグラウンドは、一部では現在も高齢者のグラウンドゴルフ等で利用されています。新たに施設を造るよりも、既存の活用されていないグラウンド等の施設の活用を促進していきたいと思っております。

高齢者の健康増進を目的とすることはもちろん、幅広い世代が利用できる場所が必要であると考え、具体的にどのように利活用するかを今後検討していきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 今、先ほど、スポーツ推進委員の振興は、ここ2年間はコロナ等で大変……。

○議長（坂本 弘明議員） 起立してください。

○議員（1番 藤田 利廣議員） スポーツ推進委員の方々も、ここ2年ほどはコロナ等で活動ができなかったと思われませんが、以前はニュースポーツ関係やらで、公民館活動とかそういうものには、公民館活動でやっても、なかなか公民館からの協力といいますか、出ていく公民館ではなかなか声がかからないので、こちらから出前というような形でやって、スポーツ振興を図っておったんですが、ここ10年来、そういう活動やらが目にもあまり聞かないというようなところがありまして、ニュースポーツ関係も最近はもうほとんど、グラウンドゴルフが最後であったんじゃないかと思うんですが、まあ、ミニテニス、グラウンドゴルフ、そういうものは協会ができるほど普及したんですが、その後、全然、人口の減少もあると思っておりますけれども、スポーツ関係では、やはり推進委員の方々の活動が目に見えないものですから、スポーツ推進委員の方々のコロナ前の活動報告を教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

コロナ前といいますと、ちょっと、詳しい確認はしておりませんが、今も議員の御発言にありましたように、公民館辺りに出前に行ったりとか、そういう活動があったというふうには聞いておるところです。

今お話ししましたように、この2年間、もうやがて3年目に入るかと思っておりますが、この新型コロナウイルスの影響を受けまして、施設の閉鎖が相次いだり、もしくは集団での集まりがなかなか

か制限があったりというようなことで、コロナ前のような活動ができていないというのは先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。

担当のほうに確認をしましたが、100周年記念ソングというのが、本年度発表される。その曲に併せて新しい健康体操を、なかなかエッセンシャルワーカーが多い中、少しずつ集まって、原案まではできているというふうに聞いております。

また機会を見て、100周年の記念ソングの発表と時を合わせまして、町内に広げていく準備を、現在、進めているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） それこそ、100周年記念の行事に向けて体操をということでありますが、十数年前に宮崎県でも1130体操というのができておりますし、その「1130」というのは、1日に30分運動しましょうという、県が始めたことですが、まあ、1週間に30分運動しましょうという形にもなってきたおると思いますが、スポーツ推進委員の方々のここ最近の活動というか、コロナの云々じゃなくて、やっぱり、スポーツを一生懸命推進してもらおうと。推進委員の方も各団体のスポーツ競技者の方々がなっていると思いますので、やはり、スポーツ推進委員の方々が積極的に活動していただければ一番スポーツの振興につながってくるかと思えます。

先ほど返事を頂きました駅伝大会ではありますが、1チームしかできないということでもありますけれども、それこそ50代の方がいらっしゃるということですが、高千穂町の陸上協会のほうももう少し早めに準備をすれば、50代の方もいらっしゃるのではないかと思います。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 藤田議員の御質問にお答えします。

確かに、募集のタイミングは、早くすればそれだけ周知ができて、人数が増えるという可能性は否定できませんけども、陸協とか話をする中で、なかなか、基本的にその年代の走者が発掘できないというふうなことを聞いておりますので、御指摘のとおり、もう少し早めに広報をいたしまして、2チームが編成できるような、50代以上のランナーを探していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 今御返答いただきました50代以上、子供たちは予選会とかそういうのがありますが、一般の方とかそういうのは予選会というのはなくて、やはり今までずっ

と長年見てきましたら、高千穂町陸上競技協会のほうも、やっぱり何か季節が来ればやらなきゃいけないというようなことで、準備されているような気がします。もう少し、もっと早く把握をしていただいて、そして、事前にやっぱりそういう取組を、毎年同じ時期にやるというのは決まっておりますので、もう少し、半年前から、そしてまた終われば来年のために、もう今年から準備をするというような、前もって準備をしていただくのが一番かと思います。

そして、今、施設の料金等も指定管理者ということになっておって、なかなか値上げができないということではありますが、やはりスポーツをする方々にとっては、やはり施設の料金が高いというのはむにこないと、それこそ、今答弁でもありましたけど、指定管理者であるがために高くなるというようなことになっておりますので、いわゆる各学校の体育館を利用して、安い料金で施設を利用させていただきたいというお話でありますけれども、なかなか利用ができない状態であるし、中央体育館、それから武道館は今、コロナで使えないということでもありますけれども、中央体育館等も、もう少し料金を下げていただければ、町民のために、またスポーツをする競技者にとっても一番いいのではないかと思いますので、そののところをもう少し料金の改定というか、指定管理者のための施設ではありませんので、町民のためになるような計画をやっていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問にありました件につきましては、答弁で申し上げたとおり、消費税率の上昇に伴って対応できていなかったということで、昨年度承認をいただいているということです。

指定管理のいきさつについてはなかなか私も把握をしておりませんが、指定管理者に対しても、町のほうから補助金を出しているというようなことだと思えます。

今見ますと、中央体育館のほうで、競技場全面を使ったときに1時間が450円、それが値上がりをして、480円というふうになっております。

そのほかの町内の閉校いたしました体育館等につきましても、300円が320円というような区分、上野小学校については350円が370円とかいう、それぞれに若干金額が違っておりますけれども、私としては妥当な範囲で、町の独自の部分については低料金で対応できているのではないかなというふうに思っております。

指定管理のほうについては、私もちょっと仕組みがまだよく分からないところがありますけれども、かなりの指定管理の部分については料金が高いように思っておりますので、工夫ができるのであればお知恵をお借りして、対応はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時07分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 先ほど指定管理者のやつで、体育館等は指定管理者でされておりますが、また、陸上グラウンドのほうも指定管理者のほうでされておりますけれども、私たち年を取った組がソフトボールをするときにも、球が見えなくなっておりますので、2段につけてほしいというようなことでお願いしてつけておりますけれども、やはり野球場が使えないときには、球が見えなくて、そしてライトの位置が悪い状況になっておりますので、指定管理者のほうにそこら辺までお願いするのでしょうか、教育長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 藤田議員の御質問にお答えします。その利用者の利便性とか、そういったことについて問題がある場合は、またこちらに言っていただければ協議をして、お答えをするということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 分かりました。今度から悪いところがあれば、教育委員会のほうに連絡をいたします。

それと、高齢者の憩いの場をつくる計画はどうかということで、パークゴルフ場と書いてありますが、パークゴルフというのはあまり皆さんが知らない方がいらっしゃると思いますので、参考資料としてやっております。お隣の高森町では3か所のパークゴルフ場がありまして、1日に道具を借りてやっても600円ぐらいでできるということで、丸々1日、熊本県の方々は高森町のほうに行っておられます。そういうところでございますが、一番私が心配するのは、廃校になった、体育館はその地区地区でお使いになっておられると思いますけれども、グラウンドはなかなか草刈りをするだけで、あとの管理ができないというような状況もあるかと思えます。そういうところを、そういうパークゴルフ場をつくったらどうかなという考えをもちまして。

また消防団が学校の廃校跡地のグラウンドでは消防訓練をされておったりしますが、考え方によっては上に蓋をすれば、消防が使われるときは消防が使われるように工夫をすればできますので、各地区、今、高千穂町にも五ヶ所、田原、そして岩戸、上岩戸、そして向山という、各町内に廃校跡地のグラウンドがありますので、そのグラウンドで雇用促進の源になると思われますパークゴルフ場をつくったらどうかと。

高齢者の健康増進、町民の憩いの場、そして雇用促進、また町有地の空き地を利用した鉄道緑化公園事業とか、そういう計画は公園事業課が今、いろいろできているようですが、これからは高齢者に優しい、今からはどうしても人口は増えるよりも減っていく現象にありますけれども、今の現状をいかに持続するかというようなことを一番先に考えて、やはり高齢者の健康増進につなげていただきたいと思います。教育長、どうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 藤田議員の御質問にお答えいたします。今、お話がありましたように、高齢者に優しいというお言葉がございましたけれども、答弁にもありましたように、高齢者に優しいはもうごもつものことですけれども、答弁でも申し上げましたように、幅広い世代が利用できる、そのような施設をみんなで知恵を合わせて工夫していくということが必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 教育長の答弁はいただきましたが、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 藤田議員の御質問にお答えをいたします。高齢者の憩いの場、あるいは健康増進という意味からしたときに、私はグラウンドゴルフでも十分そのような機能を果たしているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。パークゴルフ場として整備をして、そこを収益事業としてやっていけるかというところについては、なかなか高千穂町の中での観光地としての景観なり、あるいはそういった位置づけでないような学校跡地を、そのような収益性がしっかり取れるような形で、雇用も確保してというところでやっていけるかっていうと、なかなか難しい面があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、グラウンドゴルフのできるような場所の提供、そういったところでさらに今ある学校跡地のグラウンドが利用しやすいような形での推進ということで、引き続き現状のやり方プラス、あるいは地域の皆さんがより利用しやすいような形での開放なり、そういったところを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 今、学校跡地のグラウンドゴルフということで話がありましたけれども、グラウンドゴルフだけじゃなくて、今、グラウンドゴルフも以前に比べて下火になっております。やっぱり熊本県でもグラウンドゴルフを中心としたパークゴルフに変わってきてお

りますので、これからは自然と一緒に、自然の中でパークゴルフをするというようなことで、もう少し、今現在あるものだけじゃなくて、そういう新たなニュースポットとしてやっていただきたいと思いますが、検討の余地はないでしょうか。町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 現状の施設、また場所の条件からすると、なかなか難しいのかなというふうに思っております。例えば鉄道公園構想等の新しい観光拠点づくりの中にそういったものを盛り込んでいくといったことについては、可能性としてはあるのかなというふうに現状では認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。一番聞きたかった答えが今出てまいりましたので、やっぱり鉄道公園というようなことで、パークっていうのは公園でございますので、公園で遊ぶゴルフというようなことで、グラウンドゴルフと似たようなことでありますので、やっていただきたいと思います。

それとスポーツ振興のために冠杯の実現をしていただいたらどうかなと思いますが、昨年の11月に老人クラブのグラウンドゴルフ大会がありまして、町長もお見えになっておられましたので、今、子供たちには冠杯が結構、小学生大会にあるんですが、中学生、高校生、それから一般ということになると、冠杯がありませんので、冠杯、町長杯というような、教育長杯とか、そういうものをつくっていただいて、もう少しスポーツの振興に尽力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長のほうに。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 健康づくり等については、例えば国民健康保険事業の中で高千穂町長杯というような形も取らせていただいているわけでありまして、健康づくりというような観点からしたら、福祉事業なり、あるいは国民健康保険の保健予防事業等の中で対応しているところでございますけれども、実際のいろんなスポーツ競技の団体の皆さんからのニーズといたしますか、そういったところも把握をしながら、現状、全くやっていないということではございませんけれども、ニーズを把握しながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。今、高千穂町の体協関係関連の団体がたくさんありますけれども、冠杯、町長杯とかいうのをやっていただいて、隣の日之影町では町民ちゅうか地区対抗、それからおやじ大会とかそういうのがあっておりますし、お隣の五ヶ瀬町

ではミニバレーの大会があつております。また、高千穂町では町民ソフトボールというのがありますけれども、昔ありました陸上大会、陸上のほうはもうなくなつております。そういうことで、町のトップであります町長、教育長にそういうスポーツ振興に尽力をいただきたいと思つたので、よろしくお願ひします。

最後になります。まとめとしましては、市町村対抗駅伝は1チーム構成がやつとということですが、これからの人材の発掘をされ、また育成に力を入れられて、高千穂町の名前を上げられるように、よその、隣の町に負けないチームづくりをしていただけますよう、お願ひいたします。また、各協会の予算の計上を多くしていただき、高千穂町に体育、スポーツ振興に努力していただき、町民が健康で長生きのできる町に、高齢者に優しい、スポーツ振興され、今の現状が悪くならないよう、ぜひ町のトップであるお2人に冠杯などを実行していただき、人口減少の歯止めと町民が健康で安全安心のまちづくり、町政のかじを取られますように、お願ひして、私の質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、板倉哲男議員の質問を許します。質問席に登壇願ひします。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 通告にしたがいまして、本日2件の質問をさせていただきます。

まず1件目、不登校の対策についてです。不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあります。文部科学省の発表によると、令和2年度の全国の不登校児童生徒数は、小学生で6万3,350人で、1,000人当たりでは10.0人、中学生では13万2,777人で、1,000人当たりでは40.9人とのことで、いずれも過去最多だそうです。本町の現在の状況について、町教育委員会に確認したところ、小学生で3人で、1,000人当たりでは5.7人、中学生で14人で、1,000人当たりでは50.5人とのことでした。不登校が長期化すれば、ひきこもりとなる可能性があり、ひきこもりが長期化すれば、80代の親が50代のひきこもりの子供の生活を支えるという8050問題に発展する可能性もあります。

こうしたことは、本人や家族にとって、また社会にとっても望ましいものではありません。そうならないよう、不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援が求められます。国において、不登校児童生徒を支援するため、2017年2月に教育機会確保法が施行されました。基本理念の一つに、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることがあります。つまり、全ての児童生徒が行きたいと思ふような、魅力ある学校をつくる必要があります。

併せて、不登校児童生徒が行なう多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行なわれるようにすること、という基本理念もあります。つまり、学校

に通学していない場合においても、その児童生徒に合わせた形で学習機会を確保できるよう支援をする必要があります。既に各校長のリーダーシップの下、様々な支援が行なわれておりますが、全国的な増加傾向を見る限り、支援をより手厚いものにする必要があると思います。考えられ得る施策には、次のようなものがあると思います。

まず少人数学級です。子供たちの個性や能力や意欲は、他者から注目されていると感じることで維持されると言われています。そうしたことから、少人数学級により、児童生徒と向き合う時間を増やし、一人一人にきめ細かい指導ができれば、学ぶ意欲は高まり、不登校は減少すると思われれます。山形県では、2002年から33人学級に取り組んでおり、その成果の一つとして不登校児童生徒の減少が報告されています。

本町の現状は、児童生徒数が少ないために、意図的ではなく、結果的に少人数学級が実現できている事例があります。しかし、1学年の児童生徒数によっては、1学級が35人以上となることもあります。つまり、同じ学校においても、ある学年では少人数学級が実現しているが、別の学年では実現していないということも起こり得ます。既に国県において段階的に進められておりますが、加えて町独自の予算で、町内小中学校の全ての学級において少人数学級制を導入してはどうかと思います。

次に、ICTを活用した習熟度別学習についてです。不登校となるきっかけの一つとして、学校での学習についていけなくなることがあるようです。公立の学校においても、それぞれの学力に応じた習熟度別指導をしている学校もありますが、本町では教員数の関係で習熟度別指導は行われていないとのことです。しかし、現在、GIGAスクール構想の下、児童生徒一人一人にタブレットが貸与されています。そしてGIGAスクール構想の目的こそ、ICTを活用し、個別最適化した教育の実現です。現在のタブレットには、ドリルや問題集のようなソフトが入っていないとのことですが、学習用ソフトを導入し、習熟度別学習に取り組むべきだと思います。

次に、コンピューターゲームの活用についてです。コンピューターゲームについては、その弊害に目が行きがちですが、日常生活に支障をきたさない範囲であれば問題はないと思います。実情として、現在の子供たちの多くはゲームで遊びます。ゲームを通して友達とコミュニケーションを取り、友情を深めることもあります。そうしたことから、ゲームを教育現場に取り入れる学校も出てきています。中には、ゲームを活用した問題解決型学習を実施し、教育界のノーベル賞と呼ばれるグローバルティーチャー賞を受賞した日本人教師もいます。また、最近ではゲームをスポーツとして捉えるeスポーツについても認知が広がっており、部活動としてeスポーツに取り組む学校もあります。学校でゲームができることは、多くの生徒にとって学校の魅力につながるのではないかと思います。

次に、早期対応のためのマニュアルについてです。不登校が起きた場合、初期の対応が非常に

重要だと言われています。しかし、対応する現場の教職員の多くは、カウンセリングの専門知識が豊富な人ばかりではありません。そのため、どのような対応をすればよいのか分からないという事態も起こり得ます。そうならないよう、不登校に早期に対応するため、マニュアルを作成している自治体もあります。町教育委員会は、不登校に対応するマニュアルを作成しておらず、県教育委員会が作成したマニュアルを参考としているとのことですが、マニュアルをより実効性のあるものにするためにも、先進自治体の事例を参考に町教育委員会としてのマニュアル作成に取り組んではどうかと思います。

次に、タブレットの持ち帰り及び通信環境の整備についてです。現在、GIGAスクール構想により、生徒1人に1台のタブレットが全小中学校に配備されています。タブレットの持ち帰りについては、自治体により対応は様々で、認めているところもあれば、認めていないところもあり、本町は現在のところ認めていないとのこと。つまり、現在、不登校の児童生徒については、タブレットを活用することができておりません。学校ではタブレットを使えるが、不登校の児童生徒はタブレットを使えないという現状は、教育機会確保法の理念と反していると思います。タブレットの持ち帰りを認め、不登校の児童生徒が自宅など校外において活用できるようにすべきだと思います。また、家庭環境によっては通信環境がない家庭もあると思います。そうした家庭においても教育機会確保法の理念の下、学校と同様の環境を整備する必要があることから、モバイルWi-Fiの貸与もすべきだと思います。

次にタブレットを活用した授業、ホームルームについてです。熊本市や北九州市では、不登校の児童生徒を対象に、タブレットを活用したオンライン授業を実施しています。学校に登校はできないものの、オンライン授業なら参加できる生徒もおり、一定の成果を上げているようです。本町においてもオンライン授業を検討してはどうでしょうか。あるいは、オンラインでホームルームをするだけでも、有効な支援となると思います。不登校の状態になると、生活リズムが崩れがちですが、毎日決まった時間にオンラインでホームルームをすることで、規則正しい生活リズムを維持しやすくなります。さらに画面越しでも顔を見ることで、児童生徒の様子を把握しやすくなります。こうしたことから、オンラインでのホームルームを実施すべきだと思います。以上を踏まえ、以下について教育長に伺います。

1点目、町独自の予算で、町内小中学校の全ての学級において、少人数学級制を導入してはいかがでしょうか。

2点目、タブレットに学習用ソフトを導入し、習熟度別学習に取り組んではいかがでしょうか。

3点目、教育や部活にコンピューターゲームを取り入れてはどうでしょうか。

4点目、不登校に早期に対応するため、町教育委員会としてのマニュアル作成に取り組んではどうかと思います。

5点目、タブレットの持ち帰りを認め、不登校の児童生徒が自宅など校外において活用できるようにしてはいかがでしょうか。

6点目、通信環境のない家庭については、モバイルWi-Fiの貸与をしてはいかがでしょうか。

7点目、不登校の児童生徒に対し、タブレットを活用したオンラインの授業をしてはいかがでしょうか。

8点目、不登校の児童生徒に対し、タブレットを活用したオンラインのホームルームをしてはいかがでしょうか。

次に2件目の質問です。いじめの対策についてです。全国のいじめの認知件数は増加傾向にあります。全国の様々な事例の中には、いじめが原因で、時として取り返しのつかない事態となっていることもあり、大変心が痛みます。本町のいじめの状況について町教育委員会に確認したところ、平成30年度111件、令和元年度99件、令和2年度109件、令和3年度12月末時点で53件とのことです。幸い、いじめ防止対策推進法で定められた重大事態は発生していないとのことです。本町では、いじめはどこにでもある、いじめを見逃さないという認識の下、毎月のいじめ調査など町教育委員会や各学校のいじめ防止基本方針を基にした取組が行われていますが、いじめ防止に向けたより一層の対策を講じる必要があると思います。

例えば、1点目として、タブレットを活用したSOSの発信、相談体制です。いじめ対策については、早期発見、早期対応が求められます。しかし、児童生徒にとって先生に相談すること自体が、とても心理的ハードルがあると思います。一方、タブレットを活用することで、例えばボタン一つでSOSを発信できるツールであれば、心理的ハードルを下げられると思います。タブレットを活用したSOSの発信、相談体制を整備してはどうかと思います。

次に、いじめ調査の項目の統一と無記名化についてです。毎月のいじめ調査は、児童生徒を対象にアンケート形式で行っているとのことです。調査項目は、各学校の任意となっており、町内で統一されたものになっていないようです。調査方法が異なれば、調査結果にも違いが出てくる可能性があり、そうなれば各学校の状況を比較検討したり、情報共有が正しくできなくなります。町内の小学校低学年、小学校高学年、中学生で項目を統一したいじめ調査をするべきだと思います。

また、現在、小学生は記名式、中学生は無記名式で調査をしているとのことですが、文部科学省国立教育政策研究所が発行している生徒指導リーフによれば、いじめ調査のアンケートは無記名であるべきとの旨が書かれています。深刻ないじめほど、記名式では書けないからです。

また、いじめアンケートは、被害者や加害者の発見を目的にするべきではないとの旨も書かれています。発見を目的にアンケートを実施すると、発見できた事例にのみ意識が集中し、アン

ケートにより発見できていない深刻な事例ほど見過ごされる危険があるからです。そのため、小学生対象のいじめ調査についても無記名式のほうがよいのではないかと思います。

次に、町内小中学校の連携・情報共有についてです。

国立教育政策研究所は、どのように策定、実施したら、学校いじめ防止基本方針が実効性のあるものになるのかという報告書を出しています。それによると、中学校区などにおける複数の小中学校で、合同で定期的に、学校いじめ防止基本方針の点検と見直しを行い、その結果を全教職員が合同研修会などで共有することが、いじめの未然防止に有効だとしています。いじめ調査の項目の統一などを含め、町内小中学校間の連携、情報共有を強化するべきだと思います。

最後に、行政的アプローチ及び法的アプローチについてです。

いじめを認知した際は、被害児童生徒、加害児童生徒からの聞き取り、加害児童生徒への反省を促す指導など教育的アプローチが取られます。しかし、全国の事例を見ると、結果的に教育的アプローチだけでは対応できなかった事例も見受けられます。また、教育行政の政治的中立性を確保する観点から、いじめの重大事態が発生したとしても首長部局は迅速な対応ができないことがほとんどです。

そこで現在、いじめ対策として注目されているのが大阪府寝屋川市の行政的アプローチ及び法的アプローチです。寝屋川市では、寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例を制定し、市長が、子供やその保護者あるいは学校などに対して直接に調査を行うことが可能とするなど、市長の権限を強化しています。これにより、いじめの初期段階から首長部局の行政が積極的に関わる行政的アプローチを可能とし、いじめの早期解決を図っています。さらに、被害者が加害者に対して精神的苦痛などによる賠償請求を行う場合は、経済的に支援するなど法的アプローチも制度化されています。寝屋川市では、これまでいじめの重大事態の発生はなかったものの、子供の命を守ることを最優先に考え、こうした取組みをしているそうです。その成果として、首長部局が対応した全件について、1か月以内にいじめの終結を確認できているそうです。本町においても寝屋川市と同様の条例を制定し、行政的アプローチ、法的アプローチを導入するべきだと思います。

以上を踏まえ、以下について教育長に伺います。

1 点目、タブレットを活用したSOSの発信、相談体制を整備してはいかがでしょうか。

2 点目、いじめ調査の項目を、町内で統一してはいかがでしょうか。

3 点目、いじめ調査は全て無記名で実施してはいかがでしょうか。

4 点目、町内小中学校が合同で、学校いじめ防止基本方針の点検と見直し、さらには合同研修会などを開催し、町内小中学校間の連携・情報共有を強化するべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、以下について町長に伺います。

5点目、寝屋川市と同様の条例を制定し、行政的アプローチ、法的アプローチを導入するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、板倉議員の御質問につきまして順番が前後いたしますけれども、まず私のほうからいじめの対策について、お答えをいたします。

全国各地で起こるいじめの問題や児童虐待により子供たちが傷つき死に至る、また自ら命を絶つといったニュースを耳にするたびに、本当に胸が痛みいたたまれない気持ちになります。学校現場や教育委員会でも様々な対策がとられ、効果も上げているようですが、根の深い問題であり、表に出てこない陰湿ないじめもあると聞きます。子供の問題として捉えるのではなく、一人の人間の尊厳を守る、何より重要な人権問題であるとの認識を持っております。

御質問の大阪府寝屋川市の、寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例と同様の条例を制定するべきではないかとの御質問ですが、私も一読をさせていただきました。この条例は、子供への責務を学校や保護者のみならず地域住民にも求めていることや、学校や教育委員会で対応に当たっているいじめ問題の窓口を役所にも設け、行政が積極的に関わり、問題の解決に向けた措置を行うことをうたっております。

大変すばらしい条例であり、共感すべき点も多々あるかと思いますが、本町においては、行政相談委員による行政相談において、いじめの問題も伺っており、昨年あった案件は総務課から教育委員会へ引き継いでおります。同様に人権擁護委員による人権に関する相談も行っております。また、地域住民と学校との結びつきも都市部に比べれば、まだ保たれているのかと思います。

条例の制定は、今のところ予定をしておりますが、今後も町全体で取り組むべき重要な問題であるとの認識に立った上で、行政、学校、教育委員会、地域住民が一体となって子供たちを健やかに育てる環境づくりに努めていく所存であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、私のほうから板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、不登校の対策についての御質問にお答えいたします。

1の町独自の予算で全ての学級で少人数学級制の導入についてでありますけれども、1学級当たりの児童生徒数が少ないほうが、学級担任による児童生徒の理解は深まりますし、変化にも気づきやすく学習指導も手厚くできます。

山形県の教育山形「さんさん」プランの33人学級を議員は紹介をされておりますが、本年度

の本町の場合、1学級の児童生徒数が33人を超えているのは高千穂中学校第2学年のみです。ちなみに、この学年は生徒数が79名であるため、本来であれば40人と39人、いわゆる40人学級制度を適応すると2学級になりますが、学校長の判断で3学級に分けております。このことにより教員1人当たりの授業時間数は増えるわけですが、1学級26人あるいは27人という状況を作っております。

次年度、令和4年度については、高千穂中学校の新3学年を除き33人を超える学級はありません。新3学年も転入のため生徒数が81人になる見込みで、81人になれば1学級27人の3学級になります。

なお、近年児童生徒を取り巻く環境が大きく変わっており、少人数だから不登校が少ないとは言えない状況です。西臼杵郡内の学校でも不登校の児童生徒が増加しております。

次に、2のタブレットに学習用ソフトを導入し習熟度別学習に取り組んではどうかとの御質問ですが、令和4年度2学期にモデル校を対象に町内の学校を対象にキュビナという学習ソフトを活用して、実証実験を行う予定にしております。実証実験の結果、高い評価を得ることができれば、令和5年度に全学校に導入をする考えでございます。

次に、3の教育や部活にコンピュータゲームを取り入れてはどうかとの御質問ですが、議員が言われるように、日常生活に支障をきたさない範囲であれば問題ないと思います。

しかし、県が11月に実施した調査によりますと、自分や家族のスマホやゲーム、パソコンを使った使用時間は、町内の場合1日1時間を超える中学生の割合が74%、2時間を超える中学生の割合は33%となっています。この調査は、平日か土日かを分けておりませんが、1日1時間以上スマホやゲームをすれば、勉強や読書をする時間を十分に確保できず、睡眠時間を削るしかない状況です。このような状況でさらにゲームを進めると、勉強や読書をする時間や睡眠時間の確保ができなくなり、そのため現段階ではゲームを取り入れることは考えておりません。

次に、4の不登校マニュアル作成についてであります。議員がおっしゃられるようにマニュアルは実効性のあるものにしなければなりません。そのため、県のマニュアルをもとにして、それぞれの実情に合わせ、学校ごとに生徒指導の手引きを作成しています。町教委でマニュアル作成をするよりも、各学校で作成したほうが実効性の高いものになると考えます。

なお、不登校に早期に対応するため、連絡なしの欠席に対応するのは当然のことですが、2日休んだら電話連絡、連続で休んだらということです。これといった理由もなく連続で3日休んだら、保護者と話したり家庭訪問をしたりするなどの対応を各学校はとっております。

次に、5のタブレットを持ち帰り自宅などで活用してはどうかとの御質問であります。タブレットは、原則として学校の授業で用いる学習道具の一つです。教員がワークシートを配布したり、児童生徒が発表資料を作成したり、作成した資料を提出、共有したりするのに使ったり、写

真や動画を撮影するのに使ったりします。授業中の学習活動とタブレットの使用はリンクしております。

そのため、不登校の児童生徒がタブレットを持ち帰ったとしても活用する場は限られたものになります。逆に、自宅のWi-Fi環境を使ってインターネットにフリーでアクセスできるのでネット依存になる危険性が増えると考えます。

教育機会確保法は、社会的自立を目指し、不登校の児童生徒にもほかの児童生徒と同様に支援をしましょう、学校以外の場における学習を認めましょう。そして、学習支援を行う施設の整備をしましょうというものです。

このため、町教委は令和4年度に、不登校の児童生徒が社会復帰を目指しスムーズに学校復帰ができるよう、また学校復帰したいという児童生徒の後押しができるよう、教育支援センターを開設いたします。現在、3月末まで試行期間として児童生徒を受け入れています。4月からは正式に開設いたします。

次に、6のモバイルWi-Fiの貸与についてであります。通信環境のない家庭にモバイルWi-Fiを貸与した他の自治体では、Wi-Fiがある家庭や契約を解約し、貸与されるモバイルWi-Fiを私的に使うという事案が発生していると聞いています。

また、町教委が今年の1月に町内児童生徒の保護者にアンケートをしたところ、Wi-Fi環境がない家庭が、約100世帯ありました。モバイルWi-Fiは一月当たり最低3,000円程度、年間3万6,000円程度経費がかかります。100世帯に貸与すると360万円程度の予算が必要となります。

先ほど述べましたように、中学生の74%は1時間以上スマホを見たり、ゲームをしたりしています。このような状況でモバイルWi-Fiを貸与すること、さらにスマホを見たりゲームをしたりする時間が増えることが懸念されます。モバイルWi-Fiの貸与は、現段階では現実的ではないものと考えております。

次に、7の不登校児童生徒に対しタブレットを活用したオンライン授業をしてはどうかとの御質問ですが、確かに不登校児童生徒にオンライン授業を行うことは有益と考えます。全ての授業を教室とオンライン双方に対応するとなると、ネット配信併用で行うことは理論上は可能かもしれませんが、現段階では教師の負担等を考えると現実的に厳しいと考えます。ただし、今後は学校に来られない子供がオンラインで授業を受けられるシステムの構築が求められてくるのではないかと考えているところです。

次に、8の不登校児童生徒に対するタブレットを活用したオンラインホームルームをしてはどうかとの御質問ですが、議員が言われるように、毎日、決まった時間にオンラインでホームルームをすることで、規則正しい生活リズムを維持しやすくなる効果があると思います。

ただ学校で行っている通常の朝の会をオンラインで行うのは、不登校の児童生徒にとって直接かかわりのない内容が多く、教員にとっても不登校の児童生徒を画面越しに十分に観察することが難しいといった問題もあります。実際に行うのであれば、不登校の児童生徒のみを対象に朝の会を行うのが現実ではないかと考えます。

今回の御意見をもとに、教育支援センターの活用を含め不登校の児童生徒が規則正しい生活リズムを維持できるような対応も考えていこうと思っているところです。

続きまして、いじめ対策についての御質問にお答えします。

初めに、1のタブレットを活用したSOSの発信、相談体制を整備してはどうかとの御質問ですが、議員御指摘のように学校以外の相談体制を確立することは重要です。

現在、県教育委員会では、ふれあいコールと24時間子供SOSダイヤルの2つの電話での相談窓口を設けています。また、ネットいじめ目安箱というネットに関するトラブルを相談する窓口も設けています。LINEを使った相談窓口、宮崎県こどもSNS相談というものもあります。県警も24時間体制でヤングテレホンという相談窓口を設けています。これらの相談窓口については、それぞれの相談窓口から学校を通して児童生徒に周知があるとともに、夏休みなど長期休業前には各学校で児童生徒に周知をしております。このような状況ですので、町教委としては県教委及び県警の相談窓口の活用を児童生徒に呼びかけていきたいと考えます。

次に、2のいじめ調査の項目を町内で統一してはどうかの御質問ですが、各学校で原則毎月実施しているアンケート以外に、毎年1回町教委が実施するいじめ実態把握調査があります。各学校のアンケートは、町教委が実施する調査項目を踏まえながら、誰かがいじめられているところを見たり聞いたりしたかとか、学校生活は楽しいかどうかなどの学校独自の内容を追加しています。そのため、基本的な項目は町の調査に準じており、月ごとの変化や年ごとの変化を把握できるようになっています。

調査方法が異なれば、各学校の状況を比較検討したり情報共有が正しくできなくなりますとの議員から御指摘がありますが、このアンケートは各学校でのいじめの現状や児童生徒の学校生活の状況を把握するもので、各学校の状況を比較したり、学校間でいじめの状況を共有したりするものではありません。

次に、3のいじめ調査は全て無記名で実施してはどうかの御質問ですが、議員が御指摘のように無記名で行うことを、国立教育政策研究所は勧めています。しかし、本町の小学校の場合、いじめだけではなく児童の学校生活上の悩みを一層把握し、対処すること目的にアンケートを実施した後に一人一人の児童と教育相談を実施しています。そのため、アンケートは記名式として行っているところです。

最後に、4の町内小中学校が合同で、学校いじめ防止基本方針の点検と見直し、さらには合同

研修会などを開催し、町内小中学校間の連携、情報共有を強化すべきと思うがどうかとの御質問ですが、小中間の連携、情報共有については上野小中学校、この学校だけは併設してございます。この学校だけは毎月、こころの委員会という職員が生徒指導について共通理解をする場があり、常に連携していますので、高千穂中学校区の小中学校が該当いたします。

いじめや不登校だけでなく、学力向上、指導方法の改善など、小中学校が連携して取り組まなければならないことが多岐にわたっております。今はコロナ禍のため全教職員が一堂に集まり協議をすることは難しいかもしれませんが、町の生徒指導部会、校長会、教頭会、教務主任会などを通して、共通する課題や取り組まなければならないことを確認し、少しでも改善するように進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時03分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） では、不登校の対策について、まずは少人数学級についての再質問をさせていただきます。

答弁では、令和3年度だったり来年の令和4年度については、おおむね実情として少人数学級はできているんだという答弁でした。

ただ、私が指摘をさせていただきたいのは、現在は本当にたまたまといいますか、校長の判断等もありまして、偶然性によって現在の少人数学級ができているという現状があるということです。生徒数の人数によっては、例えば高千穂中学校の1年生から3年生まで78人がずっと続くとか、そういう状況もやはり今後はあり得るのかなというふうに思います。

ですので、そうした場合においても、国や県の基準を超える場合、講師を採用するなどして、町独自で少人数学級を維持するということをしてはどうかと思いますが、この件について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、たまたま35人以下、そういったことが維持されております。

次年度、押方小学校のほうが、児童数の関係で、複式学級、やむを得ず設置しなければならないという状況になりました。御案内のように、押方小学校の教室のサイズは通常の学校より狭う

ございまして、そこに15人を、2つの学年を一度に入れて複式をやるという、建前でいけばそういうふうになるわけですが、非常に困難であると。そして、2年生と3年生という、教育課程がちょうど、総合的な学習の時間が入ってきたりして、課程が非常にすり合わないということで、かなり県のほうにお願いをいたしました。何とか複式を解消してくれないかと。県のほうも頑張ってくれましたけども、やはり定数上、無理だということで、今度は町のほうにお願いをいたしまして、町雇用のフルタイムの常勤の講師の先生を1人確保いたしました。年間600万ほどかかります。

ですので、その都度、それぐらいのお金が1人の先生につき発生するということを御理解頂きまして、町の財政等の関係もありますので、その都度その都度御相談をしながら、先ほども申しましたが、定数上は高千穂中学校は2学級でいいところを、教育課程の編成は校長に権限がございまして、校長の判断で3学級にしている。その分、教職員の授業時数は確実に増えていますが、そこを校長が説得をし、納得をさせ、続けているという現状がございまして。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 現在の状況がぜひ今後も続くよう、町としても頑張っていたきたいと思っておりますので、検討を続けていただきたいと思っております。

時間があまりありませんので、主要な部分だけ絞って再質問をさせていただきたいと思っております。次に、コンピューターゲームの導入についての再質問をしたいと思っております。

答弁では、ゲームをすると勉強や読書の時間が削られるので、ゲームを取り入れるということは考えていないという答弁でした。つまり、教育長のお考えとしましては、勉強とゲームを全くの別物として考えておられるのかなということだと思います。例えば2時間あったとして、1時間ゲームをしたら勉強の時間が1時間だけになってしまうとか、そういうお考えなのかなというふうに思いますが、私の考えはそういうことではなくて、ゲームをあくまで手段として活用することで勉強をしてはどうかということです。

最初の質問の中で、ゲームを活用した授業をして、グローバルティーチャー賞という、教育界のノーベル賞と言われる賞を受賞した日本人の教師もいますということをお伝えしましたが、もう少しこの件の事例を紹介したいと思っております。

具体的にどんなゲームなのかといいますと、「M i n e c r a f t」というゲームです。世界で今最もプレーされているゲームと言われておりまして、今の子供たちには非常に人気のあるゲームとなっています。また、教育的な価値も非常に高いということが言われていまして、教育版のM i n e c r a f tというものもございまして。

どんなゲームなのかを簡単に説明すると、仮想空間、バーチャルの空間におけるブロックのよ

うなものです。仮想空間の中でブロックを積み上げたりして、実際のリアルなブロックと一緒に家を造ったりとかお城を造ったりとか、そういうことをして遊ぶことができます。また、バーチャルの空間ですので、インターネットで、例えば私が何かしらの家を造ったとして、インターネット経由で友達をそのバーチャルの空間に招待するということもできます。

受賞した先生がM i n e c r a f tを使ってどういう授業をしたのかということですが、この先生自体は、京都にある小学校の英語の先生ということだそうです。この先生が、生徒に京都の観光名所、金閣寺とか京都には多くの観光名所があるので、そういう京都の金閣寺のような観光名所をM i n e c r a f tの中のブロックで仮想空間の中に造って、その仮想空間の中にアメリカ、結構アメリカとの交流もある学校だそうなんですけど、アメリカの学生をその空間に招いて、京都の観光地を生徒が自ら英語で案内するというような授業をしたということです。

議長の許可を得て、資料を配らせていただいております。恐らく1枚目に、一番上にある資料がM i n e c r a f tの資料となっていると思いますが、これを見ていただいたら、例として、子供たちがM i n e c r a f tで造った平等院鳳凰堂というものがありますけれども、仮想空間の中のブロック、こういうことができます。

当然、生徒の中にはゲームが得意な生徒もいれば、苦手な子供もいますと。また、アメリカの学生を招いて紹介すると言ったんですけど、当然、英語が得意な人もいれば、苦手な子供もいますので、一人一人で作るのではなくて、この資料の写真にありますとおり、ある程度組合せをして、苦手な人だけが固まらないようにとか、ある程度バランスを取って、チームとして取り組んだということです。

こうしてチームでこのM i n e c r a f tに取り組む中で、生徒同士でゲームのやり方を教え合ったりとか、すごいなと思ったのが、生徒同士のコミュニケーションをゲームをしている間は英語でしなさいという指導でしたそうなんですけども、そうすると子供たちは、どうしても子供たち、英語をしゃべるのは恥ずかしいとかあるんですけど、それよりもやはりゲームの楽しさが勝って、英語でしゃべるようになったということとその先生はおっしゃっていました。ですので、そういう生徒同士のコミュニケーションも非常に活発になったということです。

ですので、分かっていたきたいのは、こういう感じで、ゲームをあくまで手段として、英語ですとかコミュニケーション能力ですとか課題解決能力ですとか、そういった、学習指導要領でいうところの生きる力を身につけるということに取り組んでいるということです。私、非常にこうした授業、魅力的だなというふうに感じました。

説明が長くなったんですが、以下、ここで教育長にお伺いしたいと思います。

もちろんゲームの弊害もなくはないんですけども、そっちばかりに目を取られるのではなく、こうしたゲームを活用した学びをぜひ高千穂町内の小中学校でもしてはどうかと思うところです。

が、教育長のお考えを再度お聞かせいただければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の御質問にお答えします。

詳しい説明をありがとうございました。今の御説明を聞いて、私も全く同感でございます。

ただし、皆さんもそうでしょうが、「ゲーム」と聞いたときのイメージの問題が1つあるかなと。違うカテゴリーとして、別な名称をつけるべきではないかなと思いついておりました。どうしてもゲームといいますと対戦型、今、中高生にはやっておりますが、無人島に100人で、最後の1人まで生き残るといふような、まさに画面を見ると今のウクライナのような画面が続々と出てまいります、これも「ゲーム」というふうに使われています。ですから、そういう誤解を得ないためにも、違うカテゴリーとしての、今、御説明があった分野については理解をしていきたいと思っております。

私のほうからは、このM i n e c r a f tほどではございませんが、御案内のとおり、小学校にはプログラミング学習というものが導入されております。これはもう、まさにゲームの感覚を取り入れながら、プログラミングという概念を学習をさせていく。極端な話をしますと、皆さん御存じのスーパーマリオ的なゲームであれば、既に小学校の中学年でもプログラミング学習でできます。それも、やはり今御説明があったようなゲームのカテゴリーのほうに入れていくべきだろうというふうに思いますので、誤解のないように、教育長はゲーム賛成と言ったというのが町なかには広がると、先ほど言いましたように対戦型とか、そういったものも含めてイメージされる方がまだ非常に多いと思っておりますので、その誤解がなきようお願いをしたいと思います。問題解決型プログラミング学習と、くっつけた形での、まあ、ゲームとは言いたくないんですけども、そのような学習のスタイルは今から先は絶対に必要だと思いますので、板倉議員の御指摘はごもっとも、私たちもそちらの方向に向けて授業改善等も進めていきたい。

ただし、教育長がゲームするげなということだけは町中に広めないでください。誤解を招いてしまいます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、現状もある程度実践もあるということですので、さらなる活用のほう、検討頂ければというふうに思います。

次に、不登校に対応するマニュアルづくりについても質問させていただきました。それについて、資料の説明だけをさせていただきますと、2枚目の資料が、明石市が作成しているマニュアルの一部をコピーしたものとなっています。非常に、これ1日目となっていますけれども、細かく2日目、3日目というふうに、それぞれの段階でどのような行動をするべきかということが非

常にうまくまとめられております。ぜひ、こうしたものを参考にしながら、現在、各学校で作成しているということですが、現在のマニュアルをよりよいものにしていただければなというふうに思います。

次に、タブレットの持ち帰りについて再質問をしたいと思います。

単刀直入にお尋ねしたいと思いますけれども、答弁では、現在のところ、高千穂町においてはタブレットの持ち帰りを認めていないということですが、現在の持ち帰りを認めていないという現状は、教育長のお考えによるものなのかあるいは国から、文部科学省の指導によるものなのかをお教えいただければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の御質問にお答えします。

持ち帰りについての御質問ですが、これは、国のほうは持ち帰りをするようにというふうなことでおおむね指導をしてきております。

現在、高千穂町で持ち帰りをしていないという理由は複数ございますけれども、教育長個人の判断ではなく、関係する校長会、それから養護教諭部会、教務主任部会、そういったところにも諮りまして、まだ準備が整っていないということで、持ち帰りをさせていないというふうにしております。

個人的にいいますと、せつかくあるわけですから、持ち帰りをさせるのが最終的には必要だと思いますが、まだこの短時間では条件整備ができていないというふうなことです。

詳しく申し上げますか。よろしいですか。

全国で最先端の取組をしているという熊本市、こちらもちり帰りについて議論をしたということが、実は、視察にも行きたいと言ったけど、断られたというふうなこともございます。熊本市が、持ち帰りをするに当たって、3つ懸念があったということ。故障した場合、どうするのか。保護者が払うのか、保険で適用するのかというふうなこと。それから、家庭のインターネットの環境が整っていないじゃないかと、持ち帰っても使えんじゃないかということ。3番目に、子供による不適切利用、いわゆる有害サイトに行ったりする。この3点を熊本市は当初検討して、全てにおいて検討し、それでも持ち帰らせようということで持ち帰らせたというふうに報告が上がっております。

高千穂町は、さらにもう一点。同じことも懸念しておりますが、もう一点、4点目として、子供が夜間に浴びるブルーライトの影響ということについて何も検討されていないというところもしくは一日中タブレットを学校でも家でも見ているということで、近視の問題、視力の問題、この点について熊本市は検討されておりましたが、高千穂町はその点についても今研究を進めております。

以上のようなことで、まだ持ち帰りに至っていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 詳しい説明をありがとうございます。私の考えも国の方針と同じといたしますか、やはり持ち帰って、学校外でも使うべきであろうというふうに考えております。

ネット依存のこととかも答弁で触れられていたんですけども、学校のタブレットを持ち帰らないからといって、それで大丈夫というわけではないと思います。例えばNTTドコモの調査ですけども、現在、もう既に80%近くの中学生が自らのスマートフォンを持っているという状況だそうです。全国の数字ですので、高千穂の数字はまた違うかもしれませんが、ただ、恐らくそこまで離れていないのかなというふうに思います。小学生の高学年でも、3割の子供がもう自分のスマートフォンを持っているという状況だそうです。であれば、持ち帰りを制限する、しないというところは関係ないのかなというふうに思っています。

資料の3枚目を見ていただきたいんですが、「タブレットを使うときの5つのやくそく」という資料です。こちら、文部科学省が作成した資料になっていまして、先ほど言っておられた近視とか、そういったタブレットを長時間使うことの弊害もやはりあるわけですので、その辺りはきちんとケアをしないとイケないという意味で文部科学省がこういう資料をつくっています。ですので、持ち帰りを制限するよりもやはり必要なことは、こうしたきちんと正しい使い方をお子たちに教えるということが重要ではないかなというふうに思っております。ぜひ、こうした使い方の指導をきちんとしていただいて、国の方針どおり、持ち帰りについて、できる限り早い段階で実現していただければというふうに思います。

また、全ての生徒に対して難しいのであれば、今回のメインのテーマである例えば不登校の生徒だけとかそういう条件つきであったり、現在不登校の生徒の受入れ先としましては、子育て支援センターの下のネットワークセンターあるいはコミュニティセンターの教育支援センターですけども、そうした機関であれば使ってもいいとか、そういった形で、段階的に一部持ち帰りを認めるということもぜひ検討していただければいいのかなというふうに思っております。

次に、オンラインの授業ですとかオンラインのホームルーム等についても質問をさせていただきました。オンラインの授業についても、答弁では、現段階では難しいという答弁ではありましたが、今後はオンラインで授業を受けられるシステムの構築が求められるという答弁もありましたので、ぜひ検討のほうを続けていただければと思います。

次に、オンラインのホームルームについてですけども、答弁の中でもあったんですけども、実際にするんであれば、不登校の児童生徒のみを対象にするのが現実的だろうという答弁ありましたが、私の考えも全く同じです。やはり、するんであれば、不登校の生徒だけを対象にした

ホームルームがいいのかなというふうに思っております。ぜひ、こちらも検討をしていただければというふうに思います。

次に、いじめの対応についての件で、まずはタブレットを活用したSOSの発信・相談体制について、資料の説明をさせていただきます。

A4の4枚目が、いじめ防止相談ツール「マモレポ」というものですが、これが吹田市の教育委員会がしている取組です。この画面にあるように、学校に既にあるタブレットの中にこうした機能を入れて、もう非常に簡単に、ボタンを押すだけでSOSだったり相談をできるということで、心理的なハードルとしては非常に低いのかなというふうに思います。ぜひ、こうしたものの活用も検討頂ければいいのかなというふうに思います。

次に、今度は町長に再質問をさせていただきたいと思います。

寝屋川市と同様の条例を制定してはどうかということをお伝えしたわけですが、改めて私の考えを述べますと、全国のいじめの事例を見たときに、やはり学校ですとか教育委員会だけでは解決に至らなかったという事例もあります。そのために、寝屋川市のような条例を制定し、いじめに対して、行政的アプローチ、さらには法的アプローチを導入するべきではないかというのが私の考えです。これについても、A3の資料、2枚あるかと思いますが、こちらが寝屋川市の広報のコピーとなっております。資料の詳しい説明はしませんが、また後で目を通していただければと思います。

町長の答弁では、今のところ、こうした条例の制定を予定していないという答弁でした。予定していないという答弁を聞いて、私の素直な気持ちを言うと、非常にがっかりしたというのが本音です。

これまで、私もいろんな件、一般質問等で提言をさせていただきましたけれども、大概の答弁は「検討します」という答弁が多かったかなと思います。もちろん財政的に非常に厳しい件とかであれば、できませんという回答もあったのかなと思うんですが。

ただ、今回の私の条例をつくってみてはどうかという提言は、特に予算はかからないわけです。事務的な作業一つで条例をつくることのできるというわけで、1円もお金をかけずに、いじめに悩み苦しんでいる子供に対して救いの手を差し伸べることができるわけです。今現在、高千穂町にいじめの重大事態がないからまだ大丈夫ということであれば、やはりそれは認識としては間違っているのかなと思います。やはり、こうしたことが起こってからでは遅いわけですので、先手先手の対策が必要になってくると思っています。

町長に再度伺いたいと思いますけれども、再度私としてはこの条例の重要性を訴えさせていただきまして、せめて検討しますという答弁を頂ければと思いますが、町長の考えを再度お聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えをいたします。

私も、この条例については、内容を見させていただいて、すばらしいなというふうにも思ったところがございます。また、保護者、また地域、家庭でのいじめを許さないということに向けての責務等が書いてございますし、町全体として、いじめはあってはならないということは何らかの形で表明する。例えば「いじめゼロの町宣言」とか、そういった形についてはあり得るのかなというふうに思ったところです。

ただ、私が一番気になりましたのは、私、町長部局から直接学校に出向いて行って、あなたはいじめた人です、あなたはいじめられた人ですというような形で、そこを直接対応するということについて、やはりこの高千穂の、隣の方がよく分かるといいますか、地域の中でも保護者同士のつながりも非常に深い中において、極力それを表立って対応するというようなやり方については高千穂町にはちょっとそぐわないのかなという、その内容の部分について少し懸念してるところでございます。

高千穂町はいじめを許さないんだと、そして地域、家庭、そして学校、そういったところの責務、いじめを起こさないための気持ちの持ちよう、そのような部分を示すということにとどめるのであれば、条例の制定についても検討できるかなというふうに、私としてはそのように考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉議員、時間が参りました。簡潔にまとめてください。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 高千穂町の場合、コミュニティーが狭いんでなかなかやりにくんじゃないかという話あったんですけど、私、それがあれば、逆にやりやすいんじゃないかなということも考えましたので、ぜひ検討のほうを進めていただければというふうに思います。

今回、不登校、そしていじめについて、いろいろと提言をさせていただきました。何事もそうですけども、一つの取組だけで全てが解決できるということはないと思っております。解決するためには、様々な取組が必要になると思います。今回、私が提言した内容も含めて、不登校・いじめを解消するにはどうすればいいのかという検討をぜひ今後も進めていただきたいと思います。

毎年、いじめについては100件程度は発生しているということで、今この瞬間も、この高千穂町内に苦しんでいる子供たちが現実にいるということは忘れてはならないなというふうに思います。また、学校に行きたくても行けないという子供であったり、逆に本当は学校が苦痛けれども我慢して行ってる子供とか、そういった子供もいると思います。ぜひ、そうした子供たちがいるということを念頭に置いて、不登校・いじめについて、どうすれば解決できるのかというこ

とを今後も検討いただければというふうに思います。

以上です。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、佐藤さつき議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 通告に従いまして、質問を始めます。

議席番号3番、佐藤さつき。

件名、増加する空き家の税対策。

平成30年2月に発表された、高千穂町空き家対策において、高千穂町には同年1月時点で603棟の空き家があると調査の結果、発表されています。しかし、空き家対策として、移住事業を行う際の報告によると、空き家対策計画を発表した後、空き家はまた増加しているにもかかわらず、再利用が難しいとのこと。

空き家の再利用が難しい理由の中の一つとして、所有者が未確定の物件や、県外に居住しているため所有者と連絡がつかないなどの理由があることも分かっています。まずは所有者と連絡を取り、空き家を明確な物件にすることが貸し出す側も利用する側も必要だと考えます。

そのような問題を解決し、少しでも再利用を進めるための課題解決として、固定資産税の納税などの事務的な処理を進めることが必要だと考えます。少しでも空き家再利用を進めやすくするための対策として、次のことを伺います。

- 1、現在所有者不明の家屋はどれくらいの数か。
- 2、空き家の所有者と連絡がつかないため、税収納ができない物件は何件くらいあるのか。また、税収納ができないため、不納欠損になった件数はどれくらいか。
- 3、税収納ができない空き家が再利用されている事例はあるのか。
- 4、高千穂町空き家対策計画において相続対策も明記されているが、行われているのか。
- 5、町として、問題解決の対策は取っているのか。
- 6、令和3年12月議会の補正予算で取り入れた行政書士の役割と、現状、実績はどのようになっているか。

以上、質問させていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤さつき議員の増加する空き家の税対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、現在所有者不明の空き家はどれくらいの数かについての御質問ですが、家屋の所有者が不明となる理由としましては、家屋の所有者が亡くなられた後、相続人がおられない場合や、相続人がおられる場合でも、所有者が亡くなられ、相続人の全員が相続放棄をした場合なども所

有者不明の家屋となるものと考えております。町では現在、このような家屋を7件把握しております。内訳としましては、相続人不明の家屋が3件、相続放棄をされた家屋が4件となっております。

次に、2点目の空き家の所有者と連絡がつかないため、税収納ができない物件は何件か。また、税収納ができないため欠損になった件数についての御質問ですが、先ほどの答弁のとおり、相続人不明の家屋は3件となっております。また、令和2年度において、この3件を不納欠損処理としております。

次に、3点目の税収納ができない空き家が再利用されている事例はあるのかについての御質問ですが、相続人不明の家屋1件について、過去にそのような事例があったものを確認しております。

次に、4点目の高千穂町空き家対策計画において相続対策も明記されているが、行われているかについての御質問ですが、家屋の所有者が亡くなられた場合の固定資産税については、相続人が納税を引き継ぐこととなります。相続登記が完了するまでの間は、相続人の代表者に納税通知書を送付し、その方に納税をしていただいておりますが、原則として、登記名義人に対して課税を行うこととなりますので、御遺族が死亡後の各種手続に来られた折に相続登記のお願いをしているところであります。

次に、5点目の町としての問題解決の対策についての御質問ですが、相続人不明の家屋については、これまでも戸籍等の調査を行いながら適切に事務処理を行っているところであります。今後も引き続き、適正な課税事務に努めてまいりたいと存じます。

最後に、6点目の令和3年12月議会の補正予算で取り入れた行政書士の役割と実績についての御質問ですが、このことにつきましては、昨年11月4日に宮崎県司法書士会と協定を交わしておりますので、そのことと理解をし、お答えをいたします。

協定の内容につきましては、固定資産税等の納税義務者の相続人調査に関する協定になりますが、相続が発生した場合に相続人を確定することが困難な事案も生じてきたため、戸籍等の調査や相続関係の説明図の作成など、相続人を確定するための専門的な調査を依頼しているところであります。実績につきましては、昨年12月に3件の調査を依頼し、現在3件とも調査が継続中でありますので、今のところ、完結した実績はございません。

今後も引き続き、適正、公正な課税処理と徴収事務に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 再質に当たり、皆様に申し上げたいことがあります。

自分がこの一般質問を行いました理由なんですけれども、空き家と納税に関して、今、どうし

ても解決できていない問題があると認識しております。それは、現在、過去4年間にわたり所有者が確定しないにもかかわらず、町の移住定住事業において空き家が貸し出され、4年分の家賃144万円が宙に浮いたままになっております。なおかつ、家賃収入がありながら固定資産税が払われておらず、結果、不納欠損になっている事例が生じているからです。

自分は、町民の代表として、これは絶対解決すべきと信じて、この半年間、各課対応やってきました。しかし、何も解決しないまま、新年度のUIJターン事業に関しては、増額された予算で予算審査に上がってまいりました。きちんと現状の問題が解決しているのであればいいのですが、何も解決していないまま、審査をしろということだったので、ぜひこの件が解決してから次に進むべきだと自分は思い、質問をさせていただきました。

納税と移住定住対策の明瞭な関係をきちんとしていかないと、これから先、高千穂町のこの事業に関してはなかなか信頼が持てないような気が自分ではしております。それを解決するために質問したいと思いますので、どうぞ、それを前提にしてお聞き願えたらいいかなと思います。

まず、再質の1問目ですけれども、相続人不明の物件が貸し出されたのは事例があるということでしたが、これは移住定住で利用された物件のことでしょうか。担当課の方がお答え願います。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 相続人不明の物件が貸し出されたのは、移住定住で利用された物件のことかという御質問でありますけれども、議員のおっしゃられるとおり、移住定住対策で利用されたということになります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 関連しまして、固定資産税が払われていないのに空き家バンクに登録されていた物件があるようでしたけれども、それは令和3年9月現在のときで構わないんですけれども、そのような物件が何件ぐらいあったか、お答え願います。担当課のほうでお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） これにつきましては、空き家バンクに登録をした案件については、委託しております一滴の会のほうで把握をして登録をしておりますけれども、その固定資産税の納付状況までは知り得ないというか、知ることができない情報でありますので、そこについては把握しておりません。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） まず、固定資産税の件のほうから解決策を聞きたいと思って税金のほうから伺ってるんですけれども、移住定住事業の担当課のほうでは、税金との関連はちょ

っと把握していないので何件かは分からないってことだったんですけども、この件が、自分が各課対応で確認し始めたのが10月だったんですけども、10月に、各課のほうで、このような物件が貸し出されてます、固定資産税も徴収してませんが家賃は上がっているようです、ほかにも固定資産税が納付されていない物件があるのではないのでしょうかと伺ったときに、数件ありましたが、外しましたってことだったんですけど、そのときの返答では、あったのを把握してらっしゃったようですが、その情報はどちらから得られたものなののでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） どういうふうに申し上げたかっていうのは少し私の認識とは違うんですけども、今回おっしゃってる件につきましては、町民の方からも疑問があるというふうな話を頂きましたので、その時点で確認をした上で、その時点でも固定資産税が払われている、払われていないということについては、私たち、確証を持っていたわけではありませんけれども、そういう話を頂きましたので、一滴の会が扱う、空き家バンクが扱う物件としては外したほうがいだろうということで、その物件については外したということでございます。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 先週の予算審査でも同じことが質問され、やはり納税状況は把握できないということで、空き家バンクで登録する際にはひもつけての確認は難しいというお返事だったんですけども、教育委員会のほうで、給食費が徴収されない場合、児童手当のほうから引いて相殺するというのも福祉と教育委員会でもやられてることがあるんですけども、そのような情報共有と同じように扱いはできないものなののでしょうか。伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） では、御質問にお答えいたします。

空き家などの所有者に関する情報については、移住対策を行う部署、また空き家対策を行う部署と、内部で利用するということは確かにできるとされておりますけれども、これは地番とか所在地など、そういったものが提供された場合の課税に関する情報ということになります。ですので、納税とか納付状況については、税法上の守秘義務もありますので、内部であっても情報提供はできないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） それでは、ちょっとお伺いしたい事例があるんですけども、令和元年の決算の付託意見、それから令和2年の決算の付託意見、令和3年の予算の付託意見の中で、移住定住対策のほうの空き家登録を増やすために、税務課の固定資産税の配布時に一緒に空き家の登録をお願いしたいっていうことを、一緒に文書に入れるということが3年続けてある

んですけども、そのときに全ての空き家に配布をしてないところを見ると、空き家の状況を税金と一緒に送付しなかった事例もあるようであるという文章になってます。そのときは、税務課と企画観光課の事業が一体になってされてると思うんですけども、こういうときに情報提供はどのようにされてたんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 毎年4月納税者の通知書を送付する際に、空き家のことについては担当課、企画観光課、建設課に御相談くださいというそういう文章を昨年の納税通知書を送付するときから送付しております。

ただ、所有者不明ということで納税通知が届かないところについてはそういった情報はいついていないかというふうには思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） やはりどのような事業をするに当たっても、問題解決に向けての庁舎内の情報共有、ある程度突っ込んだところまではいいとは思うんですけども。一般質問の今日の1番目に佐藤定信議員が言われました町内でクリアな町政をしていくということを何度も定信議員も言われて、町長のほうもそのようにということ言われていました。自分はそれにとっても期待したところなんですけれども。ある程度深い情報まではいかなくてもよろしいんですけども、それが適正か、適正ではないかという状況の把握までは各課、横のつながりを持って改善していくべきではないでしょうか。町長に伺いますが、このような質疑を聞きながら町長としてはどのようなお考えを持たれましたか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 確かに横の連携というところは大事なかなというふうに思いますけれども、出せる情報と出せない情報があるということも事実ではございます。しっかり、このような点に疑問を持たれる方に対しては、機会を設けてしっかり時系列的に分かりやすく説明をするようにということの指示は今出しているところでございますので、ぜひ御理解をいただけるようにしっかりと説明をするようにということで今後そういった機会を持つように今指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 少しでも1つでも問題解決に向けての明確な対応がされることを希望します。朝の時点でもやはり町民の声に耳を傾けるということを常に強調されていまして、町民の声に対するお返事など、やはり自分は町民の方からの代表として声を上げさせて

いただきましたが、それを通してでも構いませんので、やはりきちんとした返答が必要ではないかなと感じました。

1つ質問なんですけれども、文書に関してなんですけど、これは総務課長かとは思いますが、平成30年11月15日、国土交通省が都道府県に出した文書では、内部利用可能となっている固定資産税状況などの内部利用は可能となっているという通達がきておりますが、そのような文書の情報共有とかはないのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 御質問にお答えいたします。

先ほどそういう各課内で必要な情報の共有ということにつきましては、ちょっと私とその文書自体直接に確認しておりませんが、各課で共有すべき点はやはり個人情報に細心の注意を払いながら、こういうふうに行行政に滞りができるというのは非常に遺憾なことでありますので、再度各課内で情報共有がどのような部門についてできるのか、また、令和4年度において、個人情報保護法が改正されて、それに伴ってまた条例改正をいくつかしないといけない、あとまた令和4年度予算のほうに上げておりますので、その時点で再度どのような部分が開示できるのか。それとも、同じ役場の職員同士であっても見てはいけないものなのかということ再度整理して共有というのを図りたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ文書の内容などを精査して、情報共有をしていただければと思います。これは平成30年度なので空き家対策が新空き家対策のときに出された文書と自分は理解しております。その中には固定資産税の納付状況を必要な課が共有するということが書いてあります。でも、それはインターネットのほうで総務省内閣府のほうで見れますので、それが全てに当てはまるかどうかは自分も町としての部分は明確ではありませんので、ぜひ検討した結果、また知らせていただけるといいのかなと思っております。

続きまして、その関連なんですけれども、法定相続人のいない不動産の契約は本来ならばあり得ないことなんですけれども、それが起こったというところでその辺の事情の説明をしていただきたいと思います。担当課のほうでお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） これにつきましては、どの辺りまで公の場で言っているものかどうか分かりませんが、この前からいろいろと話をする中で、私のほうもちょっと認識不足もあって大変申しわけなかったんですけども、一滴の会では空き家を提供していただく際には登記簿謄本の要約書というものと課税通知書などを出していただいて、登記簿の要約書につ

いては所有者がその方であるということにはなっていないことも多いかと思います。相続をきちんとされていない場合は、ただ、不動産業において、もちろん売買の場合は登記をしてもらう必要がありますけれども、賃貸の場合にはその所有者でなくても重要事項説明書等に記載することで貸し借りができるということのようでもあります。それを踏まえた上で、今回の件につきましては、契約書としてはきちんと整っておりますし、ここで申し上げるのもあれですけれども、家賃についても最初は受け取っておられたものです。それを途中でいろんな事情があったんだろうと思いますけれども、受取を拒否されたということでもありますので、契約の時点においては問題はなかったものというふうに認識をしております。

今後につきましても、この所有というかその家を管理しているという証明、ですので、要約書と課税通知書というようなものの確認についてはしっかりとするようにということで考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 今、課長のほうからもお話がありましたが、その都度その都度のときの状況によって回答がちょっと違っていて、今回また回答をいただいたんですけど、きちんとした契約がなっているということで、今伺ったところですけども、その契約に関して行政の移住定住事業の中で行われた契約でサイトにきちんと載っていて、それを見てこられて、その中で行われた契約だと認識しております。その方が4年間退室された後もその後も企画観光課のほうで物件をそのサイトから外すまではサイトに載っていた物件であります。その辺のきちんとした契約の説明などをぜひ予算審査のほうでもしていただきたいと思っております。そのときに、そのときの状況もきちんと説明していただけたらと思っておりますが、ぜひその件はお願いしたいのですけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 契約については契約書が存在するという話はしたのではないかというふうに思っておりますけれども、ここで1つちょっと考えていただきたいというか、認識していただきたいのは、移住事業は部屋をお世話するところまでが移住事業であります。その後の契約については、もう個人と個人の契約であります。ですので、中には不動産業を通さずに直接家主さんと交渉して契約をされる方もいらっしゃるみたいですし、一滴の会の中に不動産業者がいますけれども、今回空き家バンクに登録された物件では、満足がいけないということではかの不動産業者を紹介して、そこと契約された方もいらっしゃいますので、様々にそういったケースもございます。できるだけ把握をしたいというふうには考えておりますけれども、そういうような状況であります。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 移住定住事業に関しては、町から補助事業、予算が委託料として降りております。その委託料がどのように使われているかということもきちんと私たちは知るべきだと思っております。仲介まではしたけど、その後の契約などは個人がするから、仲介だけすれば後は別に知らなくてもいいからというふうに聞こえてしまうんですけれども。町民の税金が使われている事業です。今回も相当な予算がかかっております。それを実行するのであれば、きちんと報告もしていただきたいと思うんですけれども、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 私が1番懸念するというか、問題かなと思うところは、やはり移住者の方が入居した後にこの住宅は問題があるということになって入居されている方に不利益が生じるということが1番問題だろうというふうに思います。そうならないために、しっかりと対応していくということが大事だろうと思います。

そこで今回の問題を受けて、そうならないためにどのような対策が必要なのかということについて、町ができることと委託している団体ができること、この辺りをしっかりと整理して対応することが重要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ前向きなお考えが示されたので、そのこれからの今後に向けての対策をぜひ練った上で議会のほうにも説明がなされることと思っております。

続きまして、それに関連してですけれども、その結局受け取って、最初のほうは持ち主にいただろう4年分の144万円のお金ですね。途中からは受け取り手がなくなったんですけれども、それはどのようにされるおつもりでしょうか。企画観光課長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 説明によってはいろいろと捉えられ方をするかもしれませんが、これにつきましてはもう貸主と不動産業者が仲介して、貸主と借主の契約であります。今町長が申しあげましたように、その間にそういうことが起こったわけありますので、本来なら契約を解除するべきであったかもしれませんが、そこについては住んでおられる方の権利といいますか、そういうこともありますので、そこはそのままになっておりました。ただ、このお金につきましては、私たちがどうしようにも町のほうに権利があるものではありませんので、なかなかどうしようもないということでもあります。

ただ、先ほど答弁にもありましたように、今所有者といいますか、相続人の調査が行われておりますので、その結果を待つて処理をしたいというふうには考えているところです。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 今の答弁によりますと、税務課のほうの今調査が行われている。その調査の結果、その親戚の方か、その関係の方が見つかって、返す、預けるということかと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。税務課長、お願いします。企画観光課長、お願いします。どっちかな。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） そうですね、結果を待ちまして、その後は相続されるべき人、調査によって相続の順位が決まるだけだと思いますので、どなたが相続されるかということもまだよく分かりませんし。それについては、その時点でいろいろと協議をしていかざるを得ないかなというふうに考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 基本的なことを伺うんですけれども、委託事業先の一滴の会というところの事業団体には、そのお金がそのまま残してあるというその証明があるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） これについては一滴の会が持っているわけではありません。不動産会社が持っているものであります。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 一滴の会という団体に委託事業が委託されておりますが、今年度も単純に300万円ほど活動費として行きますけれども、それらの会計処理をするという場所はないのでしょうか。それは、どのように会計処理されているのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 会計は一滴の会で管理されていると思います。ただ、先ほど申し上げましたように、賃貸でありますとか売買であります契約そのものについては、個人の契約でありますので、一滴の会はそこには立ち入ってないと。斡旋をするところまではいたしますけれども、その契約自体には立ち入っていないということでもあります。ですので、そのお金自体を一滴の会が受け取るとか、多少の斡旋料といいますか手数料的なものは取られていると思えますけれども、そのもの自体を一滴の会が受け取っていることはございません。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 事業内容についてパンフレットなどいろいろな冊子も全員協議会でも事業内容については説明を受け、自分も直接一滴の会の方とお話をして事業内容については全て理解をしているつもりです。その事業団体としての会計処理もある。そのラインが分か

らないです。どこまでが一滴の会団体の事業処理で、どこからが不動産業者の事業処理なのか、その辺が明確にできる書類などがありましたらそれも提示していただきたいし、それも説明していただきたいと思うんですけれども。そのような、そこを明確にライン引けるという、明確な説明などがあったらお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） そのこの明確なと言われましてもなかなか難しいんですけど、不動産は不動産でありますので、それは全く別です。一滴の会につきましては、NPO法人でありまして、我々が移住事業を委託している分につきましては、移住事業に関する業務だけについて委託しておりますので、その分については実績報告いただくという形で毎月お支払いをして、処理をしています。一滴の会全体につきましては、いろんなボランティアでありますとかそういうことも行っておられますので、それはそれで会の運営として会計をされているものというふうに思っております。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時08分休憩

.....

午後3時18分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 町民としては、自分もですけれども、とにかく再発防止をお願いしたい。その対策をとっていただきたいというのが一番の願いでして、それには、やはり委託会社とのその情報共有や、その扱っている物件についての町の納税対策とかいう縦のつながり、横のつながりをしないことには、なかなか防げないのではないかという感じがして話を聞いておりました。

奨学金申請のときには、教育委員会の奨学金審査をずっとやらせていただいています。各家庭の納税状況及びいろいろな所得も含めて、そういうものを考慮してから、高千穂町の育英資金は貸し出されるという承認を得ます。

近年、個人情報もあり、その名前については見ずに審査ということも検討されましたが、そのようにそれぞれの機関で税務課と関係を持ちながら透明な事業を行うために、いろんな努力をなされているんですけれども、そのような事例を踏まえて、やはり空き家事業に対してもそれぐらいの透明性が必要ではないかと思うんですけれども、先ほどの町長の御発言では、前向きに改善するということで伺ったので心配はないと思うんですけれども、そのような事例も庁舎内には数々あります。

出してくれば、福祉の資金などについても税との結びつきや、先ほどの教育委員会の件にしても税金との結びつきを考慮しながらの審査となっております。

そういう事例を踏まえて、町長的には空き家バンクだけ、それ移住・定住政策、それこそ町の職員は直接そこにはタッチしていない面があるのかもしれませんが、監督先は町であり、そこには町が対応されている地域おこし協力隊の方も活動されていらっしゃる。その人がために町と移住定住対策のつなぎ役となっていると私は信じています。そういう方々と庁舎内の職員との密接なやり取りや、ほかの、先ほども申しましたように、各課の税務課との対応などの事例を踏まえれば、できないことではないんじゃないかなと思うんですけども、町長としては、その点に関してはどうにお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） さつき議員の御質問にお答えいたします。

町で税情報を使って審査をするということは、多々ございます。多くの場合は、本人が申請する場合に、税務課の窓口に行って納税証明書を取得していただいて、それを併せて提出していただく場合が多ございます。そういった分については構わないというふうに思っております。

あとは、そういった形を建物、空き家の持ち主さんにとっていただく、あるいは税情報を活用してよろしいかというような、そういった確認をしつつ活用させていただくということについては可能かなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の問題というのは、町民の皆様方の不信に思われると、でも致し方ないような状況があったのかなというふうに思いますので、こういった状況が発生することのないよう、しっかり庁舎内でも再度検討も行いながら、また、委託先の一滴の会ともこのようなことがあってはなりませんと。空き家を紹介した方が住んでいる間に、ここを出ていってくれといった状況になるのは最悪の事態でございますし、そういったことがないように、しっかりと対応していけるように何ができるのかを協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 明確な解決方法、手段など、この場で即答というと大変難しいことかもしれませんが、自分がこの件に関わりまして、もう半年になります。最初に、その件について疑問を持ってから、それぞれ各課、総務課、税務課、企画観光課、それぞれの課でいろんな対応をしていただきました。ここで発言するに当たりましては、事実のみ発言させていただいております。

やはり一番、今町長も答弁されましたので、改善策を期待したいと思っておりますが、現実にお金が、動かないお金がそのままになっております。私たち一般町民、それから、議員の方々も

含めて、町の行っている事業において利用されたその物件において生じたお金が動いていないという事実は変わりません。

その先が、今、企画観光課長が言われたように、それは町ではないという説明があったとしても、それは、今回、また委託事業に増額のお金で予算化されておる事業の中の一つとして行われたことで、そこで、それがその先のことは仲介だけで、その先のことは、不動産関係はもう関係ないとおっしゃるのであれば、その線引きの事業の内容と団体の事業について明確な説明をぜひお願いしたいと思います。

そのお金が、どのようになったかという追加情報もきちんと報告していただきたいと思っております。きちんとそれが明確な対策と結果が知らされないことには、やはり不信感が取れないままで、このまま予算審査をしなくてはならないと自分は思います。

いろんな解決方法、他事業、他の課の方々の方法なども事例を挙げておりますし、とにかく税金を行う。それから、きちんと納税のある、その納税をしてあり、明確な不動産をきちんと空き家物件で扱うというところは、基本の基本ではないかと思ひます、自分は。

一連の半年の間に、再度になるかもしれませんが、各課と対応をしました。明確に方向性を示していただいた課もあれば、結局、解決もしないままそのまま返答が来なかった対応もありました。

最後に、これから先、どのような改善策を持っていらっしゃるかということを経務課として聞いたんですけれども、トップのほうにも聞きましたが、それは課のことだからと言って返事を頂けませんでした。

私を含めて、議員は町民の代表ですので、ぜひきちんと質問をした場合には、明確に対応をして、一町民からの情報であり、根拠があるかないか分からないと思われたかもしれませんが、根拠があるかないかは、あるということを前提に申し上げたことであり、根拠があるかないか、そこをきちんと調べるのが、その情報を得た行政の仕事ではないかと思ひます。町民に寄り添うというところは、そこもあるんじゃないかと思ひます。

一町民の小さな意見ですけれども、数年前にはSNSで発信した女性の方が、ただ一言「保育園落ちた、日本死ね」で書いただけで、国は法律が変わりました。それは根拠を、国が根拠をたどりました。

今回、自分は、何度も何度も何度も何度も行きました。でも明確な答え来ませんでした。結局、全員協議会、それから、議会からの意見などを踏まえて予算審査までに回答も来ないままの、この現実でした。

本当に、今朝、定信議員のお答えにありましたように、町民の声に寄り添って明確にその調整を行うという町長の御意見を前向きに捉えたいと思ひますが、また、この件の解決に当たり、

また、きちんとした報告が願えればと思います。その点だけ最後に聞いて終わりたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから述べましたとおり、今回の問題というのは、今回の場合は、退去された後でということではありましたけれども、やはり町が行う事業の中で紹介したお宅に住みながら問題があるので出ていってくださいますというようなことになってしまえば、この移住・定住事業の意味が全くないというふうに思いますし、事業の信頼性も損なうというふうに思っております。

そして、庁舎内での今回の情報の共有がうまくなされなかった、あるいは委託先との間でということにはなりますけれども、情報の共有といいますか、事実確認の在り方については、しっかりこういった問題が起きないような必要な書類、あるいは確認方法について、しっかり取り決めを行って、そして、実際、弁護士等にも今回の話は相談をして、ここは問題がないか、いろいろ確認をしているところではございますけれども、そのまた内容まで含めて、今後の対策について、今の時点で例えば、今日のうちに具体的なことを示してくださいと言われてもなかなか難しい部分はありますけれども、今後、役場の中で、そういった問題解決に当たる、こういったことが二度と起きないような対策の在り方というのは、しっかりと協議をして、それを議員各位にしっかりとお伝えをするということ。

そして、時系列的にこういったことがあったんだと。なかなか今回の問題というのは、貸していらっしゃる方の相続に関わる部分の中において、私たちではなかなか把握をできない親族間の問題みたいのところも実はあるようでありますので、そこらあたりも、どこまでこのプライベートなことを説明していいかということも少し迷う部分もあると思っておりますけれども、可能な範囲で御理解をいただけるように、詳しく時系列に御説明をしたいと思います。

そして、今後の対策についても、少し、今日すぐというわけにはいきませんが、このような対策を考えているということをお示しをしながら、今後の移住・定住事業がスムーズに、また、町の事業によって入居された方に不利益が生じないような対策をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 企画観光課長のほうもお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 改善策という意味では、まずは大きく3つあったかと思っておりますけれども、空き家の提供につきましては、先ほども申しあげましたように、登記簿謄本の要約書であるとか、それをもう一つの課税通知書と一緒にするのか、納付証明、納税証明にするのか

というところは、まだ、ちょっと検討中でありますけれども、そういったことで所有者については、所有者というか、管理をしている人については確定をして、そのこのところの問題はないようにしたいというふうに考えております。

それと、実績につきましては、私たちも、私たちのもらう資料では、どこに何人家族が来るとかいう部分もあるんですけども、そのあたり、あと以前に住民登録をされたかどうかという確認等もありましたけれども、これにつきましても正直、町民生活課のほうとも相談をしましたけれども、私たちがそれを確認するわけにはいきませんので、もちろん移住に関して改修を行う場合であるとか、そういった場合には住民票、住民登録が必要でありますので、そういった証明を出していただくことはありますけれども、移住に関しましては、この前申し上げましたように、2居住の移住であるとか、いろんな形もありますので、それについては、こちらからお願いをして、住民登録をされたりであるとか、必要な情報については、向こうから聞かせていただくというような形で確認をしたいというふうに思います。

それと、最初に申し込みというか、書いていただく紙に、ある程度の情報については、町の事業であるため、町と情報は共有させていただきますということで、移住されている方の情報についてもこちらのほうで、一滴の会からもらえるというふうなふうに今後していきいたというふうに考えております。

それと、問題としては、その家賃として受けていたお金が保留になっているという部分ですけども、先ほど町長からもありましたけれども、弁護士のほうにも確認しましたけれども、これについては町のほうでどうこうはできないというふうな回答をいただいております。

ただ、裁判所に供託という方法はあるようでありますけれども、そこまでするのか、この相続人の調査を待つて、その協議をした後で、そういった手段をとるのかということ自体検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ相続人調査が今進んでいるということなので、その物件の所有者である誰かに相続人調査を進めまして、ぜひ、その家賃というお金のものは、その所有者の元に帰っていくようにお願いしたいと思います。

やはりお金が1円でも100円でも100万でも1,000万でも、やはり税金を使って動いている事業であること、それから、その家賃の持ち主、そっちの家賃に関しても、それが発生するきっかけとなったマッチングの場は委託事業であること、その辺はきちんと理解した上で、お金の重要性をきちんと明確にさせていただけることを信じております。

情報共有、それから、端的に解決、問題対策について話し合いをして、改善策を練って、早く

から改善策を発表していただければ、こんなに長くなることはなかったのではないかなと、自分ではその経過をずっと見てきて感じております。

先ほど町長が言われました移住者の方に何か途中で不愉快な思いをさせることが一番ということが出ましたが、今月、宮日のほうで3月4日に出了た移住対策の担当の方の記事なんですけれども、相手に寄り添い提案というので、地域おこし、移住対策の方の思いやりのある対策が載っております。そういうことも参考にしながら、これは町職員の方がされているんですけども、美郷町のほうですけれども。

いろんな事例を見ながら、どのようなことが移住・定住対策には必要なのかというところを、やっぱり私たちの意見も受け入れていただきながら、していただければと願っております。

以上で、一般質問を終わります。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、磯貝助夫議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 議席番号6番、磯貝議員です。早速、通告に従いまして質問のほうさせていただきます。

件名につきましては、災害時における給水支援の強化についてでございます。

質問の要旨。令和4年1月22日に南海トラフ地震の想定震源地域で震度5強の地震が発生し、人命に関わる大きな災害はありませんでしたが、一部地域の断水の被害が発生いたしました。

近年見られる過去にない規模の豪雨や、今後30年間に90%程度の確率で発生するであろう南海トラフ地震など、大規模災害が発生すれば、給水施設の故障や、停電による断水が発生し、医療・福祉施設及び住民への直接的な給水支援が必要になる可能性が大きいと思われます。

高千穂町地域防災計画に、各種災害発生時におけるライフライン施設の機能確保が明記されており、中身は「町上下水道課及び簡易水道管理者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携をし、積極的に対応する。また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水地域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限に抑えられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進しなければならない」、これが全文であります。と書いてありました。

災害に強い水道施設の推進が、町民の命を救う水の確保につながるというふうに思われます。

また、平時においては、湧水やポンプの故障によって受水槽への給水活動は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が行なっており、お伺いしたところによると、令和3年は、出動日数が34日、回数にして100回、給水水量495トンの支援を行なったとのことでした。

災害時は、本来の任務である火災、救護、警戒、救急の業務に専念することになり、給水支援

はできないと思われま。積極的な給水支援は、医療・福祉施設への迅速な対応が必要であり、避難所及び被災地域へのきれいな水の供給が急がれると思いま。

町長にお伺いま。

質問1、災害に強い水道施設の構築は推進しているのか。

質問2、災害による医療・福祉施設や住民の命をつなぐ水の確保、搬送は万全か。

質問3、町管理の水槽車が必要ではないか。

以上3点につきまして、町長にお伺いま。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願いま。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、磯貝助夫議員の災害時における給水支援の強化についての御質問にお答えをいたしま。

初めに、災害に強い水道施設の構築は推進しているのかとの御質問であります。本町の水道施設の耐震化について御説明いたしま。

本町では、災害時に備えて重要給水施設を定めており、金比羅配水池系では、町役場・町立病院・保健センターげんき荘・老人福祉館・中央公民館・中央体育館の行政・医療・保健・福祉などの施設を定めておりま。

また、城山配水池系では、押方体育館・武道館・自然休養村管理センター・高千穂小学校体育館の町指定避難所を定めておりま。水源地からこの重要給水施設までの間の耐震化率は35.1%の低水準にとどまっております。

重要給水施設の耐震化の管種別延長内訳は、導水管3,030メートルのうち1,090メートル、送水管3,414メートルのうち337メートル、配水本管6,972メートルのうち3,474メートル、配水支管544メートルのうち0メートルとなっております。

また、管種別の耐震化率は導水管36%、送水管は9.9%、配水本管は49.8%、配水支管は0%であります。

近年、配水管や給水管の漏水修理件数が年々増え続けております。また、有収率が66.22%と低下しており、目に見えない漏水があるものと推測され、施設の老朽化が深刻になっております。

町では、以上の状況を踏まえ、令和元年度には水道マッピングシステムと資産台帳の整備、令和2年度からは水道ビジョン・経営戦略アセットマネジメントを作成いたしました。

令和4年度は、管路施設更新計画策定業務委託を予定しており、災害に強い水道施設の構築に努めてまいりま。

次に、災害による医療・福祉施設や住民の命をつなぐ水の確保、搬送は万全かとの御質問ですが、先ほども御説明しましたとおり、金比羅配水池系の町立病院・保健センターげんき荘や、城

山配水池系の指定避難所につながる管路の耐震化率は約35.1%にとどまっているのが現状です。

大災害が発生した場合、医療・福祉の拠点となるのは、町立病院や保健センターげんき荘になると思われます。2つの施設は、宮尾野配水池からの給水を受けており、町立病院は独自に受水槽を設けているため、数日程度は賄えると思われます。

給水のための水の搬送につきましては、町が水槽車あるいは給水車を保有しておりませんので、西臼杵広域消防本部に頼るしかないのが現状であります。いずれにしましても、水源地から重要給水施設間の耐震化を急ぐ必要があると考えております。

最後に、町管理の水槽車が必要ではないかとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、令和3年中は合計100回の給水を西臼杵消防本部に依頼しております。また、今年も渇水のため、既にこれは今日時点の最新の情報ではありますが、昨日までに75回の給水を依頼しているところでございます。

水槽車あるいは給水車につきましては、先ほどの工藤議員への御質問でもお答えしましたとおり、様々な観点から必要性を検討し、判断をしたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 私は、この質問をするに当たりまして、まず最初に見たのが、町の防災計画でありました。その後、今度水道のほうに入りまして、高千穂町の新水道ビジョンというのをちょっと拝見させていただきました。

防災計画につきましては、昨年の3月に新しく新制されまして、それまで、ちょっと私がびっくりしたのが、あれだけの東日本大震災という災害があったにもかかわらず、防災計画を見直されていなかったことにまずびっくりしまして、高千穂町の危機管理でどういう感じなんだろうなと。

もともと私も自衛官ということもありまして、そういうところは、ちょっと敏感なところがありまして、見直しはなされなかったのかな。まず中の課の名前が違うところ、そういうところから、そういうところの危機管理ということに対するちょっと緩い空気があるのかなというのを感じていましたけれども、前総務課長に3月までにつくってよと言いましたら、3月にちゃんとつくって定年されました。

中身を見たところ、しっかりと今起こり得る、今でしか起こり得ないであるような災害等に対する内容も付け加えられているのを見させていただきました。

あと、高千穂町の新水道ビジョンというのがこういうふうにあるんですけども、これが平成27年2月に作成されております。それまでも何段階かずっとやっていたみたいですけども、

それが来年の、だから平成、この中に書いてあるのは平成35年にまた見直しをします。要は来年ですよね、来年までに見直しをする。

この中をずっと見ていきますと、やはり水道の持続性だったり安全性、そして、先ほども言いましたけれども耐久性、強靱性といったところが事細かに目標として上げられています。

持続性についてはこうである、安全性についてはこうである、強靱性についてはこうであるというふうに書いてあるんですけども、それをいつまでにどうする。今先ほど耐久性が三十何%というところがありましたけれども、それがこのビジョンを立ち上げたときに何%で、今現在が31%に上がってきたのか、それとも変わっていないのか。そういうところが、ちょっと疑問になりまして、きょうもその内容についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、町長にお伺いいたします。

災害に強い水道施設の構築、推進はされていると思うんですけども、今、進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど述べましたとおり、まだまだ耐震化率については低い状況でございます。下水道も含めて上水道の耐震化ということについては、年次進めていくということで計画にも盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 高千穂町の水道管ですけれども、上水道、簡易水道合わせますと211キロあるそうです。延岡まで行って帰ってきて、また、もう一回行く。2往復できるぐらいの距離が直接であるということになります。

40年以上の経過した、老朽化した上水道5.8キロ、簡易水道については不明と、この水道ビジョンに書いてありました。要は把握できないような状況だそうです。

この5.8キロ、上水道の40年経過した5.8キロというこの距離。これが例えば、このビジョンができたときに比べて少しは改善されて短くなったのか、あるいは、改善されていないのか、お聞きします。町長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えしたいところですが、私自身が、その詳細な数字についてはちょっと把握ができておりませんので、水道課長に答えさせます。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 磯貝議員の質問にお答えいたします。

確かに、平成27年の時点で5.8キロというふうに明記してあります。それから、5年程度経過してはいるわけですが、耐震化については大きな改善はしていないというのが事実であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 実際に水道事業、私ももう4年議員やっていて、予算であったり決算であったりと。水道事業は水道を使っておられる町民の方々の使用料で収入があって、今度はそれを維持するための費用が今度はかかってくる。

町民が納めるお金よりも維持・管理をするための費用のほうがどうしても大きくなって、なかなか事業を進めることができないというのが現実かなと、そういうふうに思います。

しかし、これを進めていかないと、今、老朽化した40年の配管も、来年、再来年になって、どんどん年数が増えてくるわけですね。

ちょっと高千穂町の水道の歴史をちょっと見たところ、昭和の25年にまず水道をしようよと、水道を。上水道を造ろうというようなところから始まりまして、昭和29年にいよいよ給水が始まったというふうになっております。68年を経過していると。

さすがに68年前の配管は通っていないと思いますが、このように年々、どんどん今40年たったものが、それだけの距離残っているというところが、まだまだこれから深刻になってくる状況になると思います。

特に、地震による耐久性の弱さというか、要は断層のずれとか、地滑りとか、そういうとこだったら、もう一発でやられるんじゃないかというところを感じます。早急に、やっぱり改善していく必要があるというように感じますが、今進んでいないということで、これを進める施策、これから、またいろんなビジョンを組んでおられるようではございますけれども、何か新たな施策というのはあるのでしょうか。上下水道課長。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうからも答弁がありましたとおり、令和元年度からマッピングシステム、資産台帳の整理、あるいは令和2年度、3年度にかけまして、新水道ビジョン、経営戦略、アセットマネジメント、そして、令和4年度には管路施設の更新計画策定業務を委託する予定としております。

この計画に基づいて、これに更新を行うに当たっては、それなりの費用、資金が必要になりますけれども、そういった資金確保も含めて更新計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） こういう新たな事業で、早急に改善をしていって、ここに今強靱な災害に強い水道づくりに努力をしていただきたいというふうに思います。

また、この老朽化について、少しでも早く改善できるように目に見えた形の事業にさせていただきたいと思います。いつまでにどこまで行くか。いつまでに、ここまでやらないかんというぐらいの強い気持ちでやっていただきたい。

今日、私が質問しているのは、災害時に強い水道というのが、どこまでできているのかなと、そこが一番の問題でありまして、スピードアップして取り組んでいただきたいというふうに思います。

じゃ次の質問に入ります。

災害による医療、福祉施設や住民の命をつなぐ水の確保、搬送は万全かでありますけれども、この前テレビを見ておりましたら、透析患者の方が1日に使う、透析治療に使う水の量というのが100リッターから200リッターというところで、1人の方がそのぐらい使う。これが災害時になったときに、そこに病院に、今入院している方以上に災害された方、被害に遭われた方、いろんな方が病院に搬送されてくると思います。

医療で一番大事なのは、ガスでもない、電気でもない、一番大事なのは水だというふうに言われる医師もおられます。病院にせめて3日間分ぐらいの水が蓄えがないと、治療とかやっていけませんよというところもあるみたいですよ。

ということで、先ほど工藤議員のときにどのぐらいの水が確保できるんですかというところで、一日ぐらいしかもたないとなれば、病院も今の状態でもそうです。ならば、災害が起きたときに、倍ぐらいの患者さんが出た場合、もうあっという間に水がなくなるということになるのかなと思います。そういうこともあって、先ほど言った老朽化をいかに早く改善していくかというところが大事になるということでもあります。

先ほど2つ目の質問の中でも、やっぱりありましたように、結果としては、その老朽化を早く改善していくしかないなということが結論として出されておりました。そういうところもしっかり考えていってほしいと思います。

それと、災害が起きたときに皆さんもそうだと思うんですけど、今、自宅で大きな災害に遭いました。水が止まりました、電気が止まりました。そのときに何を思うかって、やっぱり、ああしまった、水を確保しておけばよかった、備蓄しとけばよかったということになるのかなと思います。

それは、町民の皆さんでも一緒です。町民の1人が、もし2リッターの水を災害用に確保して

いたとします。1万1,000人の方が1人2リッターの水を確保していた場合、掛けるの1万、だから10トンになるわけですかね。2リッターだったら20トンですよ。4リッター持っていたら40トンの水が確保されるわけですね、高千穂町の全地域に。

そういう小さなことですが、そういう意識を町民の皆さんにも持っていただく必要があるのかなというふうに感じます。

この災害が、今ちょっと遠のいている中で、あるいはコロナの中で、防災訓練もない、防災に対する意識も薄れてきているのではないかというふうに思いますので、今こそ、また、定期的に町民にそういう防災意識の効用というのを訴える必要があるのではないかと思います、町長は、どうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そうですね、先日は、地震があったということで、また、たびたび南海トラフ地震の、これは可能性がありますというこの報道もよくされております。

そういった中で家庭内での備蓄というところについて、町民の皆様がどこまで意識が高まっているかというところについては、なかなかそこまでのことはないんじゃないかという意識もあるかもしれませんが、町としても広報紙等で、そういった必要な災害が起きたときの備えというのは、継続して必要ですよということの啓発。もちろん安全に、災害から身体、生命、財産を守るという対策も含めてですが、やはり水あるいは非常食の確保、そのようなところについても対応が必要だということについては、継続して取り組んでいきたいと思っております。

近いうちに今回の御意見もありましたので、町の広報紙等でも、また、テレビ高千穂等を通じてでも広報していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 先ほど私が、ペットボトルで何リッター1人持てば、こんだけになるんだということありますけれども、やっぱり町民の皆さんに、もう具体的にこれだけのものは用意してくださいと。町の水道が老朽化しているんでは言えませんが、水が止まる可能性がある、その可能性があるうちは、やっぱり自分たちでも、やっぱり身を守ることが大事ですよというのをやっぱり啓発していただくということが大事かなと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

先ほどからもう老朽化、老朽化ということで進んでいないような感じなんですけれども、そういうこともあって、今本当に町で湧水による給水支援とか、断水による給水支援とかいうところを西臼杵消防のほうが何度か支援に行っていると。これは給水タンクへの給水だと思うんですけども、中には給水タンクの故障によって水が出なくなって、そこを支援に行ったりとかもある

と、その回数の中に。

1台の車が5トン水を積めるんで、10トン必要なときは1日2往復しなきゃいけない。20トン必要なときは4往復、それで、回数が増えてきているというところもあります。

平時においての西臼杵の消防、お伺いして話を聞いたんですけれども、平時においては何とかできますよ、やれますよということでした。ただし、これが人命救助だったり救急出動とか、そういうことが重なった場合については、ちょっと厳しいですね。うちが出る、そっちには後回しになるでしょうと。でも、水が必要なとき、急々に水が必要なきってどうします。やっぱり人命救助優先になるのかなという感じで、そういうところは町として何とかできないんでろうかというようなことも言っておられましたので。

これ答弁の中では、西臼杵消防に頼らざるを得ないという形でありましたけれども、本当に急いで消防が動けないという場合が発生した場合のシミュレーションというのは何かお考えでしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そうですね、今のところ西臼杵広域消防の5トンの給水車が活用できるというところからあそこに頼っているというのが現状でございます。もちろんそういうものがないということになったときには、簡易的なポリタンクといいますか、そういったところを活用しての搬送になろうかというふうに考えております。今のところ現状では広域消防に頼っているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助男議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 多分大災害になったら高千穂町だけじゃないと思うんですよ。日之影も五ヶ瀬も消防に頼るような場面が出てくる。高千穂だけをみているわけにはいかない。五ヶ瀬、日之影まで出向いていかなきゃいけない。それが給水なのか人命救助なのか計り知れないものがあると思います。そうなってきたときに、広域消防が災害時に負担をかけることに対して、3町のこれはものであるわけです。例えば、各3町それぞれに災害発生した場合の西臼杵消防との活用に対する協議とかっていうのはなされているのでしょうか。町長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 給水に限らずということですかね。そうですね。西臼杵広域消防との災害時に関する連携のあり方というのは協議をしているところでございます。それぞれの役割があるということであって、広域消防についても3町がエリアになっているわけでありまして、そこら辺りについて明確にどこを優先するということはございませんけれども、必要なところに出動するというところでしか対応はできないのかなと思っているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助男議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今までの話をちょっとまとめますと、1つ目の質問と今の質問と、水道の老朽化が進んでいますよと。災害があったときの西臼杵消防の活用についても、ちょっと実際どうなるか分からないような状況だと思います。協議というか、消防自体の状況というのは私はある程度分かるんです。分かるって言ったら悪いんですけど。災害時に消防、あるいは自衛隊そういうものがどういうふうに動くかって大体分かるんですけど、給水支援というのは私はできないと判断しました。で、こういう質問をしているんですけど、最後の質問に後できますけれども、絶対そういうところは必要。水道が弱ければ弱いだけそういうものが必要になってくる。ものが必要になってくるということで、先ほど町長は簡易なもので運ぶ、私もそれちょっと考えておまして、例えば軽トラにタンクを積んでそれぞれの災害地に何台か分けて、ここに行け、ここに行けという形で行くのも1つの手かなと。大きな給水車、配水車を1つ持っていても、結局通れなかったり動けなかったりとあれば何の役にも立たない。それを小分けにして、それぞれ末端の地域、部落、集落に配るという手もあると思う。

だから、そういうところも職員の皆さんのアイデア、あるいは私たちもアイデアをちょっと出して、そのアイデアが活用されれば町民の皆さんの命も救えるわけですから、そこもしっかり協議していく必要があるのかなというふうに感じます。

では、最後の質問に移ります。

工藤議員のときにもう話はある程度決まったような感じもありましたけれども、水槽車、もう一度町長お伺いします。水槽車、必要ないでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の質問にお答えいたします。

工藤議員のときにもお伝えしましたがけれども、非常に高額になりそうだとこのところでございますけれども、あの話は消防署に聞いた消防専用車といいますかそういったところで聞いた部分でございましたので、そこまでの機能がいるのかっていうところもあろうかと思えます。また、消防という事業の中で、給水車を購入するのか、あるいは水道っていう観点の事業の中で導入ができるのか。そこ辺りの見極めであったり、あるいは国、県の事業であったり、あるいは起債を活用できたり。それがどのようなところで、どのように導入できるかというところも、まだ十分に検討ができていないような状況でございます。そのような必要な機能と、あとは使用頻度、そういったところと投資採算性といいますか、そこ辺りを考えて購入を検討するのか、あるいは災害時に活用ができるような協定を結んで、リース等の検討をするのか。そういったところ、いろんな選択肢を含めて考えたいというふうに今のところ思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助男議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 大型の5トンぐらい積むような消防署が持っているようなのだと5,000万円ということで大変な金額にもなるし、大きいのを持っていればいいかというのと、先ほど言ったようにこの山間部での活用となれば、小さくコンパクトで隅々まで行けるような車のほうがいいんじゃないか。だから先ほど言ったように、細かく分けて、少しずつ。例えば40リッター、50リッター積んでいくだけでも、1人が1リットルとしたら50人分、60人分、1集落分その日その日の水分補給、水を与えることはできるわけですね。特に、薬とか服用している方とかそういう方は絶対に水が必要になってくるわけですから。あるいは、ミルクとか飲む子供と。人間の体っていうのはほとんどが水ですので、水がなくては生きていけないということで、こじんまりしたそういうタンクでの配送でもそれはそれで1つの有効活用だと私は考えます。

ちょっと自分の周りにどういう飲める水、命を救う水ってどんなものがあるのかなって考えたときに、まず1番あれなのは先ほども言いましたけれども、それぞれの自宅で備蓄して災害に備えておく水があります。町も避難所等に備蓄している水があります。スーパーだコンビニだ、そういったところがいつも水を扱っていますので、水はあります。幸い、ほとんどがペットボトルなので落ちて割れないという利点があります。もう1つ考えたときに、私の我が家の家、1キロ周辺に15個ほどある自動販売機、私の家の周りでもそれだけ、1キロ周辺にはあると。だから自動販売機、電気さえあれば水も補給が可能であると。だから、自分たちが生きるための水っていうのはそう探すと意外に周りにはあると。先ほど言ったように、動けなければやはり自分のところで準備しておくしかないなというところがあります。そういう意識を皆さん町民に徹底してもらおう。だから、自動販売機ってなかなか普通考えつかないんですけど、この町の中に何百とあります。そういうところに水がいっぱい入っているわけですが、飲める水が。そういうところも町として何とか災害時には活用できるような体制っていうのを作ってみるのもいいかと思うんですが、町長、今の私の提案いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

既に事業者によって災害時のベンダーといいますか、災害時に供給ができるような自販機もございまして。消防署は確かその自販機が導入されていたような気がいたしますけれども。事業者のほうと相談をして、災害時に対応ができるような自販機の導入というのは私は事業者が応じてくれるかどうかにもよりますし、またそんな簡単に更新はできませんとおっしゃられるかもしれませんが、相談の余地はあるかなというふうに思っております。そういった自販機をあちこ

ちに変えていくということについては、前向きに事業者の方と相談をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助男議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 先ほどの水槽車からちょっと外れましたけれども、ちょっと情報がありまして、水槽車、調べたところ大きいのは5,000万円する。アルミニウム仕様の車があるそうです。これは2トンから3トンを運ぶ給水車、貯水槽を持ったですね。これが720万円程度であるとネット調べであるわけですね。だから、5,000万円、5,000万円じゃなくて、もっと安い値段で仕入れる、あるいは用意できるものもあるんじゃないかと思いますので。これ大きいと大型免許だったりが必要になってくるけれども、役場の職員の方々がじゃあ大型免許持っているか。あるいは、西臼杵消防に行って、今うちに貸してくれって言われても免許持っている方もいないだろうし。この小さいのであれば、普通免許で運転もできるし、職員が対応できるのではないかというところで、そういうメリットもあるということでもあります。ですから、小型車両での対応、小型車両での町への配置というのもちょっと考えていただけないかなというふうに思いますが、町長いかがでしょう。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そうですね。私たちが前提としていたのは、ステンレス製のタンク、5トン程度というようなことでありましたが、アルミニウムになればだいぶ安いよというところの情報は私もちょっと把握しておりませんでしたので、非常にいい情報をいただいたなというふうに思います。購入するか、あるいはリース等対応するかについては、もうちょっとこの今の濁水というような状況が今の状況だけなのか、あるいはこれから先未来に向かってもずっとこういった状況が予測されるのか等についても、状況を見ていながら導入の検討をしていきたいというふうに思っております。5,000万円と1,000万円以下ではだいぶハードルが違ってきますので、そこ辺りの情報をいただいたのは今後の検討に向けての有効な材料になったなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助男議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） ぜひともそのコンパクト化した給水車、あるいは水槽車ということで考えていただいて、ぜひとも。強靱な水道施設ができるのであれば、そちらを優先していただいてもいいと思うんですけども、今の状況でいくとなかなか進まない状況と。今災害が起きたときに本当に町民の生命を、あるいは財産を守る最善の策というのが給水車、水槽車であれば、絶対必要であると。町民1人の命を救うのに、最大例えば5,000万円でも私は必要なことか

なというふうに感じております。

今、それこそロシアとウクライナ、今戦争していますけど、一昨日の新聞でもウクライナで水がない、足りない、給水支援したくても行けない、そういう状況が今発生しております。災害時においては、高千穂町独自で動ける組織をしっかりとやっぱり作って、そういう町民が、苦しんでいる町民がいるところにさっと行政が対応できるようにするのが1つの信頼でもあるし、安心でもあるし、保障でもあるというふうに感じますので。これについては、今よりも絶対に安全安心な、そして強靱な災害時の水の確保というのができるように御尽力いただければというふうに思っています。

以上、私のほうで災害時における水の確保について質問させていただきましたけれども、最後にもっと言いたかったのは水槽車がほしいなというところであります。必要だなというふうに私は感じましたので、これをお願いして終わらせていただきます。災害時の水の大切さ、いま一度確認をしていただいて、町だけではなくて町民一人一人が意識をして改善できることはしっかりと改善して、今以上に災害に強い町、安心安全な町を作っていただきますよう、期待をして質問を終わります。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後4時19分散会
